滋賀県地域防災計画

参考編

(抜粋)

滋賀県防災会議

原子力災害対策編

- 1 安全協定に関する資料
- (1) 敦賀発電所に係る安全確保等に関する協定書(滋賀県、長浜市、高島市)
- (2) 美浜発電所に係る安全確保等に関する協定書(滋賀県、高島市)
- (3) 美浜発電所に係る安全確保に関する通報連絡等協定書(長浜市)
- (4) 大飯発電所に係る安全確保等に関する協定書(滋賀県、高島市)
- (5) 高浜発電所に係る安全確保に関する通報連絡等協定書(滋賀県)
- (6) 高浜発電所に係る安全確保に関する通報連絡等協定書(高島市)
- (7) 高速増殖原型炉もんじゅに係る安全確保等に関する協定書

(滋賀県、長浜市、高島市)

- (8) 原子炉廃止措置研究開発センターに係る安全確保等に関する協定書 (滋賀県、長浜市、高島市)
- 2 原子力編に係る各種計画
- (1) 滋賀県緊急時モニタリング計画
- (2) 原子力災害に係る滋賀県広域避難計画
- 3 原子力災害時における住民等の輸送に対する協力依頼について(要請) (内閣府・国土交通省)

敦賀発電所に係る安全確保等に 関する協定書

> 長 浜 市

高 島 市

日本原子力発電株式会社

敦賀発電所に係る安全確保等に関する協定書

滋賀県(以下「甲」という。)、長浜市(以下「乙」という。)、高島市(以下「丙」という。)と日本原子力発電株式会社(以下「丁」という。)とは、丁の敦賀発電所(以下「発電所」という。)の保守運営および廃止措置に伴う安全確保等について、次のとおり協定する。

(関係諸法令の遵守)

第1条 丁は、発電所の増設、保守運営および廃止措置に当たっては、周辺環境の安全を 確保するため、関係諸法令を遵守し、万全の措置を講じなければならない。

(計画の報告)

- 第2条 丁は、発電所の新増設に係る建設計画および原子炉施設等に重要な変更を行おうとするときは、事前に甲、乙、丙に報告しなければならない。
- 2 第 1 項について、甲、乙、丙は、安全対策について意見があるときは、丁に対して意見を述べることができる。

(廃止措置計画の事前説明)

第2条の2 丁は、原子炉施設の廃止措置を講じようとするときは、甲、乙、丙に対し、 当該廃止措置に関する計画について、事前に説明しなければならない。

(輸送計画の事前連絡)

第3条 丁は、発電所の新燃料、使用済燃料および放射性廃棄物を、甲、乙、丙の区域を 通過して輸送するときは、その輸送計画について、事前に、通過する甲、乙、丙に連絡 しなければならない。

(平常時における連絡)

- 第4条 丁は、甲、乙、丙に対し、次に掲げる事項について、定期的に連絡しなければな らない。
- (1) 発電所の新増設に係る建設工事の進捗状況
- (2) 発電所の保守運営状況 (試運転を含む。)
- (3) 環境放射能測定の調査報告
- (4) 原子炉施設の廃止措置の状況

(異常時における連絡)

- 第5条 丁は、甲、乙、丙に対し、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ち に連絡しなければならない。
- (1) 非常事態が発生したとき。
- (2) 非常用炉心冷却設備等工学的安全施設が動作したとき。
- (3) 不測の事態により、放射性物質または放射性物質によって汚染されたものが漏えいしたとき。
- (4) 計画外に原子炉もしくは発電を停止したとき、または不測の事態により出力が変動したとき。
- (5) 発電所に故障が発生したとき。
- (6) 発電所敷地内において火災事故が発生したとき。
- (7) 放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。
- (8) 放射線業務従事者またはその他の者の被ばくが法令に定める線量当量限度を超えたとき。
- (9) 前号の線量当量限度以下の被ばくであっても特別の措置を行ったとき。
- (10) 原子炉施設等において人に障害が発生したとき。
- (11) 放射性物質の盗取または所在不明が生じたとき。
- (12) 発電所の周辺環境に異常が発生したとき。

(現地確認)

- 第6条 甲、乙、丙は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、丁に対し報告を求め、または甲、乙、丙の職員に発電所の現地確認をさせることができる。
- 2 丁は前項の現地確認に協力しなければならない。
- 3 第1項の規定により現地確認をする者は、その安全確保のため、丁の保安関係の規程 に従うものとする。
- 4 甲、乙、丙および丁は、第 1 項に定める現地確認において相互に意見を述べることができる。

(損害の補償)

第7条 丁は、発電所の保守運営および廃止措置に起因して滋賀県の住民に損害を与えた場合は、直ちに損害の拡大を防止するための対策等、必要な措置を講ずるとともに、誠意をもって補償しなければならない。

(原子力防災対策)

第8条 丁は、原子力防災対策の充実および強化を図るとともに、その実効性を高めるため、的確かつ迅速な連絡体制の整備および教育訓練を実施しなければならない。

2 丁は、甲、乙、丙が実施する地域防災対策に積極的に協力しなければならない。

(公衆への広報)

第9条 丁は、公衆に対して、発電所に関し特別の広報を行う場合または報道発表を行う場合は、甲、乙、丙に対して連絡しなければならない。

(連絡の方法)

- 第10条 丁は、甲、乙、丙に対し、次の各号に定めるところにより連絡しなければならない。
 - (1) 第2条、第2条の2、第3条および第4条に掲げる事項については、文書をもって 連絡するものとする。
 - (2) 第5条に掲げる事項については、速やかに連絡後、文書をもって連絡するものとする。
 - (3) その他必要な事項については、甲、乙、丙および丁が協議して、別に定めるものとする。

(連絡の発受信者)

第11条 甲、乙、丙および丁は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

(協定書の改定)

第12条 この協定書に定める事項について、改定すべき事由が生じたときは、甲、乙、 丙および丁いずれからもその改定を申し出ることができるものとする。この場合におい て、甲、乙、丙および丁は、誠意をもってこの協定書の改定について協議するものとす る。

(疑義または定めのない事項)

第13条 この協定書に定めた事項について、疑義が生じたとき、またはこの協定書に定めのない事項については、甲、乙、丙および丁が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書4通を作成し、記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成29年 3月22日

甲 滋賀県大津市京町4丁目1番1号 滋賀県知事 三日月 大造

乙 滋賀県長浜市八幡東町632番 長浜市長 藤井 勇治

丙 滋賀県高島市新旭町北畑 5 6 5 番地 高島市長 福 井 正 明

丁 東京都千代田区神田美土代町1番地1 日本原子力発電株式会社 取締役社長 村 松 衛

美浜発電所に係る安全確保等に 関する協定書

滋質県高島市

関西電力株式会社

美浜発電所に係る安全確保等に関する協定書

滋賀県(以下「甲」という。)、高島市(以下「乙」という。)と関西電力株式会社(以下「丙」という。)とは、丙の美浜発電所(以下「発電所」という。)の保守運営および廃止措置に伴う安全確保等について、次のとおり協定する。

(関係諸法令の遵守)

第1条 丙は、発電所の増設、保守運営および廃止措置に当たっては、周辺環境の安全を 確保するため、関係諸法令を遵守し、万全の措置を講じなければならない。

(計画の報告)

- 第2条 丙は、発電所の新増設に係る建設計画および原子炉施設等に重要な変更を行おうとするときは、事前に甲および乙に報告しなければならない。
- 2 第 1 項について、甲および乙は、安全対策について意見があるときは、丙に対して意見を述べることができる。

(廃止措置計画の事前説明)

第2条の2 丙は、原子炉施設の廃止措置を講じようとするときは、甲、乙に対し、当該 廃止措置に関する計画について、事前に説明しなければならない。

(輸送計画の事前連絡)

第3条 丙は、発電所の新燃料、使用済燃料および放射性廃棄物を、甲あるいは乙の区域を 通過して輸送するときは、その輸送計画について、事前に、通過する甲あるいは乙に連 絡しなければならない。

(平常時における連絡)

- 第4条 丙は、甲および乙に対し、次に掲げる事項について、定期的に連絡しなければならない。
 - (1) 発電所の新増設に係る建設工事の進捗状況
 - (2) 発電所の保守運営状況 (試運転を含む。)
 - (3)環境放射能測定の調査報告
 - (4) 原子炉施設の廃止措置の状況

(異常時における連絡)

- 第5条 丙は、甲および乙に対し、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ち に連絡しなければならない。
- (1) 非常事態が発生したとき。

- (2) 非常用炉心冷却設備等工学的安全施設が動作したとき。
- (3) 不測の事態により、放射性物質または放射性物質によって汚染されたものが漏えいしたとき。
- (4) 計画外に原子炉もしくは発電を停止したとき、または不測の事態により出力が変動したとき。
- (5) 発電所に故障が発生したとき
- (6) 発電所敷地内において火災事故が発生したとき。
- (7) 放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。
- (8) 放射線業務従事者またはその他の者の被ばくが法令に定める線量当量限度を超えたとき。
- (9) 前号の線量当量限度以下の被ばくであっても特別の措置を行ったとき。
- (10) 原子炉施設等において人に障害が発生したとき。
- (11) 放射性物質の盗取または所在不明が生じたとき。
- (12) 発電所の周辺環境に異常が発生したとき。

(現地確認)

- 第6条 甲および乙は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、丙 に対し報告を求め、または甲および乙の職員に発電所の現地確認をさせることができる。
- 2 丙は前項の現地確認に協力しなければならない。
- 3 第1項の規定により現地確認をする者は、その安全確保のため、丙の保安関係の規程 に従うものとする。
- 4 甲、乙および丙は、第 1 項に定める現地確認において相互に意見を述べることができる。

(損害の補償)

第7条 丙は、発電所の保守運営および廃止措置に起因して滋賀県の住民に損害を与えた場合は、直ちに損害の拡大を防止するための対策等、必要な措置を講ずるとともに、誠意をもって補償しなければならない。

(原子力防災対策)

- 第8条 丙は、原子力防災対策の充実および強化を図るとともに、その実効性を高めるため、的確かつ迅速な連絡体制の整備および教育訓練を実施しなければならない。
- 2 丙は、甲および乙が実施する地域防災対策に積極的に協力しなければならない。

(公衆への広報)

第9条 丙は、公衆に対して、発電所に関し特別の広報を行う場合または報道発表を行う場合は、甲および乙に対して連絡しなければならない。

(連絡の方法)

- 第10条 丙は、甲および乙に対し、次の各号に定めるところにより連絡しなければならない。
 - (1) 第2条、第2条の2、第3条および第4条に掲げる事項については、文書をもって 連絡するものとする。
 - (2) 第5条に掲げる事項については、速やかに連絡後、文書をもって連絡するものとする。
 - (3) その他必要な事項については、甲、乙および丙が協議して、別に定めるものとする。

(連絡の発受信者)

第11条 甲、乙および丙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

(協定書の改定)

第12条 この協定書に定める事項について、改定すべき事由が生じたときは、甲、乙、 丙いずれからもその改定を申し出ることができるものとする。この場合において、甲、 乙および丙は、誠意をもってこの協定書の改定について協議するものとする。

(疑義または定めのない事項)

第13条 この協定書に定めた事項について、疑義が生じたとき、またはこの協定書に定めのない事項については、甲、乙および丙が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書3通を作成し、記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成29年 3月22日

甲 滋賀県大津市京町4丁目1番1号 滋賀県知事 三日月 大造

乙 滋賀県高島市新旭町北畑 5 6 5 番地 高島市長 福 井 正 明

丙 大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号 関西電力株式会社 取締役社長 岩 根 茂 樹

美浜発電所に係る安全確保に 関する通報連絡等協定書

長 浜 市 関 西 電 力 株 式 会 社

美浜発電所に係る安全確保に関する通報連絡等協定書

長浜市(以下「甲」という。)と関西電力株式会社(以下「乙」という。)とは、乙の美 浜発電所(以下「発電所」という。)の保守運営および廃止措置に伴う安全確保に係る通報 連絡等について、次のとおり協定する。

(関係諸法令の遵守)

第1条 乙は、発電所の増設、保守運営および廃止措置に当たっては、周辺環境の安全を 確保するため、関係諸法令を遵守し、万全の措置を講じなければならない。

(平常時における連絡)

- 第2条 乙は、甲に対し、次に掲げる事項について、定期的に連絡しなければならない。
 - (1) 発電所の新増設に係る建設工事の進捗状況
- (2) 発電所の保守運営状況 (試運転を含む。)
- (3) 環境放射能測定の調査報告
- (4) 原子炉施設の廃止措置の状況

(異常時における連絡)

- 第3条 乙は、甲に対し、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに連絡しなければならない。
- (1) 非常事態が発生したとき。
- (2) 非常用炉心冷却設備等工学的安全施設が動作したとき。
- (3) 不測の事態により、放射性物質または放射性物質によって汚染されたものが漏えいしたとき。
- (4) 計画外に原子炉もしくは発電を停止したとき、または不測の事態により出力が変動したとき。
- (5) 発電所に故障が発生したとき
- (6) 発電所敷地内において火災事故が発生したとき。
- (7) 放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。
- (8) 放射線業務従事者またはその他の者の被ばくが法令に定める線量当量限度を超えたとき。
- (9) 前号の線量当量限度以下の被ばくであっても特別の措置を行ったとき。
- (10) 原子炉施設等において人に障害が発生したとき。
- (11) 放射性物質の盗取または所在不明が生じたとき。
- (12) 発電所の周辺環境に異常が発生したとき。

(損害の補償)

第4条 乙は、発電所の保守運営および廃止措置に起因して甲の住民に損害を与えた場合は、直ちに損害の拡大を防止するための対策等、必要な措置を講ずるとともに、誠意をもって補償しなければならない。

(原子力防災対策)

- 第5条 乙は、原子力防災対策の充実および強化を図るとともに、その実効性を高めるため、的確かつ迅速な連絡体制の整備および教育訓練を実施しなければならない。
- 2 乙は、甲が実施する地域防災対策に積極的に協力しなければならない。

(公衆への広報)

第6条 乙は、公衆に対して、発電所に関し特別の広報を行う場合または報道発表を行う場合は、甲に対して連絡しなければならない。

(連絡の方法)

- 第7条 乙は、甲に対し、次の各号に定めるところにより連絡しなければならない。
- (1) 第2条に掲げる事項については、文書をもって連絡するものとする。
- (2) 第3条に掲げる事項については、速やかに連絡後、文書をもって連絡するものとする。
- (3) その他必要な事項については、甲および乙が協議して、別に定めるものとする。

(連絡の発受信者)

第8条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

(協定書の改定)

第9条 この協定書に定める事項について、改定すべき事由が生じたときは、甲乙いずれからもその改定を申し出ることができるものとする。この場合において、甲および乙は、 誠意をもってこの協定書の改定について協議するものとする。

(疑義または定めのない事項)

第10条 この協定書に定めた事項について、疑義が生じたとき、またはこの協定書に定めのない事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書3通を作成し、記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成29年 3月22日

甲 滋賀県長浜市八幡東町632番 長浜市長 藤井 勇治

乙 大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号 関西電力株式会社 取締役社長 岩 根 茂 樹

立会人 滋賀県大津市京町4丁目1番1号 滋賀県知事 三日月 大造

大飯発電所に係る安全確保等に 関する協定書

滋質県高島市関 西 電 力 株 式 会 社

大飯発電所に係る安全確保等に関する協定書

滋賀県(以下「甲」という。)、高島市(以下「乙」という。)と関西電力株式会社(以下「丙」という。)とは、丙の大飯発電所(以下「発電所」という。)の保守運営および廃止措置に伴う安全確保等について、次のとおり協定する。

(関係諸法令の遵守)

第1条 丙は、発電所の増設、保守運営および廃止措置に当たっては、周辺環境の安全 を確保するため、関係諸法令を遵守し、万全の措置を講じなければならない。

(計画の報告)

- 第2条 丙は、発電所の新増設に係る建設計画および原子炉施設等に重要な変更を行お うとするときは、事前に甲および乙に報告しなければならない。
- 2 第1項について、甲および乙は、安全対策について意見があるときは、丙に対して 意見を述べることができる。

(廃止措置計画の事前説明)

第2条の2 丙は、原子炉施設の廃止措置を講じようとするときは、甲、乙に対し、当 該廃止措置に関する計画について、事前に説明しなければならない。

(輸送計画の事前連絡)

第3条 丙は、発電所の新燃料、使用済燃料および放射性廃棄物を、甲あるいは乙の区域を通過して輸送するときは、その輸送計画について、事前に、通過する甲あるいは 乙に連絡しなければならない。

(平常時における連絡)

- 第4条 丙は、甲および乙に対し、次に掲げる事項について、定期的に連絡しなければならない。
 - (1) 発電所の新増設に係る建設工事の進捗状況
 - (2) 発電所の保守運営状況 (試運転を含む。)
 - (3)環境放射能測定の調査報告
 - (4) 原子炉施設の廃止措置の状況

(異常時における連絡)

- 第5条 丙は、甲および乙に対し、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直 ちに連絡しなければならない。
 - (1) 非常事態が発生したとき。

- (2) 非常用炉心冷却設備等工学的安全施設が動作したとき。
- (3) 不測の事態により、放射性物質または放射性物質によって汚染されたものが漏えいしたとき。
- (4) 計画外に原子炉もしくは発電を停止したとき、または不測の事態により出力が変動したとき。
- (5)発電所に故障が発生したとき
- (6) 発電所敷地内において火災事故が発生したとき。
- (7) 放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。
- (8) 放射線業務従事者またはその他の者の被ばくが法令に定める線量当量限度を超えたとき。
- (9) 前号の線量当量限度以下の被ばくであっても特別の措置を行ったとき。
- (10) 原子炉施設等において人に障害が発生したとき。
- (11) 放射性物質の盗取または所在不明が生じたとき。
- (12) 発電所の周辺環境に異常が発生したとき。

(現地確認)

- 第6条 甲および乙は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、 丙に対し報告を求め、または甲および乙の職員に発電所の現地確認をさせることがで きる。
- 2 丙は前項の現地確認に協力しなければならない。
- 3 第1項の規定により現地確認をする者は、その安全確保のため、丙の保安関係の規程に従うものとする。
- 4 甲、乙および丙は、第1項に定める現地確認において相互に意見を述べることができる。

(損害の補償)

第7条 丙は、発電所の保守運営および廃止措置に起因して滋賀県の住民に損害を与えた場合は、直ちに損害の拡大を防止するための対策等、必要な措置を講ずるとともに、 誠意をもって補償しなければならない。

(原子力防災対策)

- 第8条 丙は、原子力防災対策の充実および強化を図るとともに、その実効性を高めるため、的確かつ迅速な連絡体制の整備および教育訓練を実施しなければならない。
- 2 丙は、甲および乙が実施する地域防災対策に積極的に協力しなければならない。

(公衆への広報)

第9条 丙は、公衆に対して、発電所に関し特別の広報を行う場合または報道発表を行う場合は、甲および乙に対して連絡しなければならない。

(連絡の方法)

- 第10条 丙は、甲および乙に対し、次の各号に定めるところにより連絡しなければならない。
 - (1) 第2条、第2条の2、第3条および第4条に掲げる事項については、文書をもって連絡するものとする。
 - (2) 第5条に掲げる事項については、速やかに連絡後、文書をもって連絡するものとする。
 - (3) その他必要な事項については、甲、乙および丙が協議して、別に定めるものとする。

(連絡の発受信者)

第11条 甲、乙および丙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

(協定書の改定)

第12条 この協定書に定める事項について、改定すべき事由が生じたときは、甲、乙、 丙いずれからもその改定を申し出ることができるものとする。この場合において、甲、 乙および丙は、誠意をもってこの協定書の改定について協議するものとする。

(疑義または定めのない事項)

第13条 この協定書に定めた事項について、疑義が生じたとき、またはこの協定書に 定めのない事項については、甲、乙および丙が協議して定めるものとする。 この協定締結の証として、本書3通を作成し、記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成25年4月 5日 平成31年3月27日 改定

> 甲 滋賀県大津市京町4丁目1番1号 滋賀県知事 三日月 大造

> 乙 滋賀県高島市新旭町北畑 5 6 5 番地 高島市長 福 井 正 明

丙 大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号 関西電力株式会社 取締役社長 岩 根 茂 樹

高浜発電所に係る安全確保に 関する通報連絡等協定書

選 質 県関 西 電 力 株 式 会 社

高浜発電所に係る安全確保に関する通報連絡等協定書

滋賀県(以下「甲」という。)と関西電力株式会社(以下「乙」という。)とは、関西 圏住民の水源である琵琶湖の環境を保全することの重要性を念頭に置き、乙の高浜発電 所(以下「発電所」という。)の保守運営に伴う安全確保に係る通報連絡等について、 次のとおり協定する。

(関係諸法令の遵守)

第1条 乙は、発電所の増設および保守運営に当たっては、周辺環境の安全を確保するため、関係諸法令を遵守し、万全の措置を講じなければならない。

(輸送計画の事前連絡)

第2条 乙は、発電所の新燃料、使用済燃料および放射性廃棄物を、甲の区域を通過して輸送するときは、その輸送計画について、事前に甲に連絡しなければならない。

(平常時における連絡)

- 第3条 乙は、甲に対し、次に掲げる事項について、定期的に連絡しなければならない。
 - (1) 発電所の新増設に係る建設工事の進捗状況
 - (2) 発電所の保守運営状況 (試運転を含む。)
 - (3) 環境放射能測定の調査報告

(異常時における連絡)

- 第4条 乙は、甲に対し、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに連絡 しなければならない。
 - (1) 非常事態が発生したとき。
 - (2) 非常用炉心冷却設備等工学的安全施設が動作したとき。
 - (3) 不測の事態により、放射性物質または放射性物質によって汚染されたものが漏えいしたとき。
 - (4) 計画外に原子炉または発電を停止したとき、もしくは不測の事態により出力が変動したとき。
 - (5) 発電所に故障が発生したとき。
 - (6) 発電所敷地内において火災事故が発生したとき。
 - (7) 放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。
 - (8) 放射線業務従事者またはその他の者の被ばくが法令に定める線量当量限度を超えたとき。
 - (9) 前号の線量当量限度以下の被ばくであっても特別の措置を行ったとき。
 - (10) 原子炉施設等において人に障害が発生したとき。
 - (11) 放射性物質の盗取または所在不明が生じたとき。
 - (12) 発電所の周辺環境に異常が発生したとき。

(損害の補償)

第5条 乙は、発電所の保守運営に起因して甲の住民に損害を与えた場合は、直ちに損害の拡大を防止するための対策等、必要な措置を講ずるとともに、誠意をもって補償しなければならない。

(原子力防災対策)

- 第6条 乙は、原子力防災対策の充実および強化を図るとともに、その実効性を高めるため、的確かつ迅速な連絡体制の整備および教育訓練を実施しなければならない。
- 2 乙は、甲が実施する地域防災対策に積極的に協力しなければならない。

(公衆への広報)

第7条 乙は、公衆に対して、発電所に関し特別の広報を行う場合または報道発表を行う場合は、甲に対して連絡しなければならない。

(連絡の方法)

- 第8条 乙は、甲に対し、次の各号に定めるところにより連絡しなければならない。
 - (1) 第2条および第3条に掲げる事項については、文書をもって連絡するものとする。
 - (2) 第4条に掲げる事項については、速やかに連絡後、文書をもって連絡するものとする。
 - (3) その他必要な事項については、甲および乙が協議して、別に定めるものとする。

(連絡の発受信者)

第9条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

(協定書の改定)

第10条 この協定書に定める事項について、改定すべき事由が生じたときは、甲乙いずれからもその改定を申し出ることができるものとする。この場合において、甲および乙は、誠意をもってこの協定書の改定について協議するものとする。

(疑義または定めのない事項)

第11条 この協定書に定めた事項について、疑義が生じたとき、またはこの協定書に 定めのない事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。 この協定締結の証として、本書2通を作成し、記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成28年1月25日

甲 滋賀県大津市京町4丁目1番1号 滋賀県知事 三日月 大造

乙 大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号 関西電力株式会社 取締役社長 八 木 誠

高浜発電所に係る安全確保に 関する通報連絡等協定書

高 島 市 関 西 電 力 株 式 会 社

高浜発電所に係る安全確保に関する通報連絡等協定書

高島市(以下「甲」という。)と関西電力株式会社(以下「乙」という。)とは、乙の高 浜発電所(以下「発電所」という。)の保守運営に伴う安全確保に係る通報連絡等について、 次のとおり協定する。

(関係諸法令の遵守)

第1条 乙は、発電所の増設および保守運営に当たっては、周辺環境の安全を確保するため、関係諸法令を遵守し、万全の措置を講じなければならない。

(平常時における連絡)

- 第2条 乙は、甲に対し、次に掲げる事項について、定期的に連絡しなければならない。
- (1) 発電所の新増設に係る建設工事の進捗状況
- (2) 発電所の保守運営状況 (試運転を含む。)
- (3) 環境放射能測定の調査報告

(異常時における連絡)

- 第3条 乙は、甲に対し、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに連絡しなければならない。
- (1) 非常事態が発生したとき。
- (2) 非常用炉心冷却設備等工学的安全施設が動作したとき。
- (3) 不測の事態により、放射性物質または放射性物質によって汚染されたものが漏えいしたとき。
- (4) 計画外に原子炉もしくは発電を停止したとき、または不測の事態により出力が変動したとき。
- (5) 発電所に故障が発生したとき。
- (6) 発電所敷地内において火災事故が発生したとき。
- (7) 放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。
- (8) 放射線業務従事者またはその他の者の被ばくが法令に定める線量当量限度を超えたとき。
- (9) 前号の線量当量限度以下の被ばくであっても特別の措置を行ったとき。
- (10) 原子炉施設等において人に障害が発生したとき。
- (11) 放射性物質の盗取または所在不明が生じたとき。
- (12) 発電所の周辺環境に異常が発生したとき。

(損害の補償)

第4条 乙は、発電所の保守運営に起因して甲の住民に損害を与えた場合は、直ちに損害 の拡大を防止するための対策等、必要な措置を講ずるとともに、誠意をもって補償しな ければならない。

(原子力防災対策)

- 第5条 乙は、原子力防災対策の充実および強化を図るとともに、その実効性を高めるため、的確かつ迅速な連絡体制の整備および教育訓練を実施しなければならない。
- 2 乙は、甲が実施する地域防災対策に積極的に協力しなければならない。

(公衆への広報)

第6条 乙は、公衆に対して、発電所に関し特別の広報を行う場合または報道発表を行う場合は、甲に対して連絡しなければならない。

(連絡の方法)

- 第7条 乙は、甲に対し、次の各号に定めるところにより連絡しなければならない。
- (1) 第2条に掲げる事項については、文書をもって連絡するものとする。
- (2) 第3条に掲げる事項については、速やかに連絡後、文書をもって連絡するものとする。
- (3) その他必要な事項については、甲および乙が協議して、別に定めるものとする。

(連絡の発受信者)

第8条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

(協定書の改定)

第9条 この協定書に定める事項について、改定すべき事由が生じたときは、甲乙いずれからもその改定を申し出ることができるものとする。この場合において、甲および乙は、 誠意をもってこの協定書の改定について協議するものとする。

(疑義または定めのない事項)

第10条 この協定書に定めた事項について、疑義が生じたとき、またはこの協定書に定めのない事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書3通を作成し、記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成29年 9月27日

甲 滋賀県高島市新旭町北畑 5 6 5 番地 高島市長 福 井 正 明

乙 大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号 関西電力株式会社 取締役社長 岩 根 茂 樹

立会人 滋賀県大津市京町4丁目1番1号 滋賀県知事 三日月 大造 高速増殖原型炉もんじゅに係る安全確保等に 関する協定書

長 浜 市

高 島 市

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

高速増殖原型炉もんじゅに係る安全確保等に関する協定書

滋賀県(以下「甲」という。)、長浜市(以下「乙」という。)、高島市(以下「丙」という。)と 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「丁」という。)とは、丁の高速増殖原型炉もん じゅ(以下「もんじゅ」という。)の保守運営および廃止措置に伴う安全確保等について、次のと おり協定する。

(関係諸法令の遵守)

第1条 丁は、もんじゅの保守運営および廃止措置に当たっては、周辺環境の安全を確保するため、 関係諸法令を遵守し、万全の措置を講じなければならない。

(計画の報告)

- 第2条 丁は、もんじゅの原子炉施設等に重要な変更を行おうとするときは、事前に甲、乙、丙に 報告しなければならない。
 - 2 第1項について、甲、乙、丙は、安全対策について意見があるときは、丁に対して意見を述べることができる。

(廃止措置計画の事前説明)

第2条の2 丁は、もんじゅの廃止措置を講じようとするときは、甲、乙、丙に対し、当該廃止措置に関する計画について、事前に説明しなければならない。

(輸送計画の事前連絡)

第3条 丁は、新燃料、使用済燃料および放射性廃棄物を、甲、乙、丙の区域を通過して輸送する ときは、その輸送計画について、事前に通過する甲、乙、丙に連絡しなければならない。

(平常時における連絡)

- 第4条 丁は、甲、乙、丙に対し、次に掲げる事項について、定期的に連絡しなければならない。
- (1) もんじゅの保守運営の状況
- (2) 環境放射能測定の調査報告
- (3) もんじゅの廃止措置の状況

(異常時における連絡)

- 第5条 丁は、甲、乙、丙に対し、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに連絡しなければならない。
 - (1) 非常事態が発生したとき。
 - (2) 工学的安全施設が動作したとき。
 - (3)不測の事態により、放射性物質または放射性物質によって汚染されたものが漏えいしたとき。
 - (4) もんじゅに故障が発生したとき。

- (5) ナトリウムを保有する系統設備からナトリウムが漏えいしたとき。
- (6) もんじゅ敷地内において火災が発生したとき。
- (7) 放射性物質またはナトリウムの輸送中に事故が発生したとき。
- (8) 放射線業務従事者またはその他の者の被ばくが法令に定める線量当量限度を超えたとき。
- (9) 前号の線量当量限度以下の被ばくであっても特別の措置を行ったとき。
- (10) 原子炉施設等において人に障害が発生したとき。
- (11) 放射性物質の盗取または所在不明が生じたとき。
- (12) もんじゅの周辺環境に異常が発生したとき。

(現地確認)

- 第6条 甲、乙、丙は、もんじゅ周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、丁に対し 報告を求め、または甲、乙、丙の職員にもんじゅの現地確認をさせることができる。
 - 2 丁は前項の現地確認に協力しなければならない。
 - 3 第1項の規定により現地確認をする者は、その安全確保のため、丁の保安関係の規程に従う ものとする。
 - 4 甲、乙、丙および丁は、第1項に定める現地確認において相互に意見を述べることができる。

(損害の補償)

第7条 丁は、もんじゅの保守運営および廃止措置に起因して滋賀県の住民に損害を与えた場合は、 直ちに損害の拡大を防止するための対策等、必要な措置を講ずるとともに、誠意をもって補償し なければならない。

(原子力防災対策)

- 第8条 丁は、原子力防災対策の充実および強化を図るとともに、その実効性を高めるため、的確かつ迅速な連絡体制の整備および教育訓練を実施しなければならない。
 - 2 丁は、甲、乙、丙が実施する地域防災対策に積極的に協力しなければならない。

(公衆への広報)

第9条 丁は、公衆に対して、もんじゅに関し特別の広報を行う場合または報道発表を行う場合は、 甲、乙、丙に対して連絡しなければならない。

(連絡の方法)

- 第10条 丁は、甲、乙、丙に対し、次の各号に定めるところにより連絡しなければならない。
- (1) 第2条、第2条の2、第3条および第4条に掲げる事項については、文書をもって連絡する ものとする。
- (2) 第5条に掲げる事項については、速やかに連絡後、文書をもって連絡するものとする。
- (3) その他必要な事項については、甲、乙、丙および丁が協議して、別に定めるものとする。

(連絡の発受信者)

第11条 甲、乙、丙および丁は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

(協定書の改定)

第12条 この協定書に定める事項について、改定すべき事由が生じたときは、甲、乙、丙および 丁いずれからもその改定を申し出ることができるものとする。この場合において、甲、乙、丙お よび丁は、誠意をもってこの協定書の改定について協議するものとする。

(疑義または定めのない事項)

第13条 この協定書に定めた事項について、疑義が生じたとき、またはこの協定書に定めのない 事項については、甲、乙、丙および丁が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書4通を作成し、記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成25年4月 5日 平成30年5月30日 改定

- 甲 滋賀県大津市京町4丁目1番1号 滋賀県知事 三日月 大造
- 乙 滋賀県長浜市八幡東町632番地 長浜市長 藤 井 勇 治
- 丙 滋賀県高島市新旭町北畑 5 6 5 番地 高島市長 福 井 正 明
- 丁 茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 理事長 児 玉 敏 雄

原子炉廃止措置研究開発センターに係る 安全確保等に関する協定書

長 浜 市

高 島 市

独立行政法人日本原子力研究開発機構

原子炉廃止措置研究開発センターに係る安全確保等に関する協定書

滋賀県(以下「甲」という。)、長浜市(以下「乙」という。)、高島市(以下「丙」という。)と独立行政法人日本原子力研究開発機構(以下「丁」という。)とは、丁の原子炉廃止措置研究開発センター(以下「ふげん」という。)の保守運営および廃止措置に伴う安全確保等について、次のとおり協定する。

(関係諸法令の遵守)

第1条 丁は、ふげんの増設、保守運営および廃止措置に当たっては、周辺環境の安全を確保する ため、関係諸法令を遵守し、万全の措置を講じなければならない。

(計画の報告)

- 第2条 丁は、ふげんの新増設に係る建設計画および原子炉施設等に重要な変更を行おうとすると きは、事前に甲、乙、丙に報告しなければならない。
 - 2 第1項について、甲、乙、丙は、安全対策について意見があるときは、丁に対して意見を述べることができる。

(廃止措置計画の事前説明)

第2条の2 丁は、ふげんの廃止措置を講じようとするときは、甲、乙、丙に対し、当該廃止措置 に関する計画について、事前に説明しなければならない。

(輸送計画の事前連絡)

第3条 丁は、使用済燃料および放射性廃棄物を甲、乙、丙の区域を通過して輸送するときは、その輸送計画について、事前に通過する甲、乙、丙に連絡しなければならない。

(平常時における連絡)

- 第4条 丁は、甲、乙、丙に対し、次の各号に掲げる事項について、定期的に連絡しなければならない。
 - (1) ふげん建設工事の進捗状況
 - (2) ふげんの保守運営(試運転を含む。)の状況
 - (3) 環境放射能測定の調査報告
 - (4) ふげんの廃止措置の状況

(異常時における連絡)

- 第5条 丁は、甲、乙、丙に対し、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに連絡しなければならない。
 - (1) 非常事態が発生したとき。
- (2)不測の事態により、放射性物質または放射性物質によって汚染されたものが漏えいしたとき。

- (3) ふげんに故障が発生したとき。
- (4) ふげん敷地内において火災が発生したとき。
- (5) 放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。
- (6) 放射線業務従事者またはその他の者の被ばくが法令に定める線量当量限度を超えたとき。
- (7) 前号の線量当量限度以下の被ばくであっても特別の措置を行ったとき。
- (8) 原子炉施設等において人に障害が発生したとき。
- (9) 放射性物質の盗取または所在不明が生じたとき。
- (10) ふげんの周辺環境に異常が発生したとき。

(現地確認)

- 第6条 甲、乙、丙は、ふげん周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、丁に対し報告を求め、または甲、乙、丙の職員にふげんの現地確認をさせることができる。
 - 2 丁は前項の現地確認に協力しなければならない。
 - 3 第1項の規定により現地確認をする者は、その安全確保のため、丁の保安関係の規程に従う ものとする。
 - 4 甲、乙、丙および丁は、第1項に定める現地確認において相互に意見を述べることができる。

(損害の補償)

第7条 丁は、ふげんの保守運営および廃止措置に起因して滋賀県の住民に損害を与えた場合は、 直ちに損害の拡大を防止するための対策等、必要な措置を講ずるとともに、誠意をもって補償し なければならない。

(原子力防災対策)

- 第8条 丁は、原子力防災対策の充実および強化を図るとともに、その実効性を高めるため、的確かつ迅速な連絡体制の整備および教育訓練を実施しなければならない。
 - 2 丁は、甲、乙、丙が実施する地域防災対策に積極的に協力しなければならない。

(公衆への広報)

第9条 丁は、公衆に対して、ふげんに関し特別の広報を行う場合または報道発表を行う場合は、 甲、乙、丙に対して連絡しなければならない。

(連絡の方法)

- 第10条 丁は、甲、乙、丙に対し、次の各号に定めるところにより連絡しなければならない。
 - (1) 第2条、第2条の2、第3条および第4条に掲げる事項については、文書をもって連絡する ものとする。
 - (2) 第5条に掲げる事項については、速やかに連絡後、文書をもって連絡するものとする。
 - (3) その他必要な事項については、甲、乙、丙および丁が協議して、別に定めるものとする。

(連絡の発受信者)

第11条 甲、乙、丙および丁は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

(協定書の改定)

第12条 この協定書に定める事項について、改定すべき事由が生じたときは、甲、乙、丙および 丁いずれからもその改定を申し出ることができるものとする。この場合において、甲、乙、丙お よび丁は、誠意をもってこの協定書の改定について協議するものとする。

(疑義または定めのない事項)

第13条 この協定書に定めた事項について、疑義が生じたとき、またはこの協定書に定めのない 事項については、甲、乙、丙および丁が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書4通を作成し、記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成25年4月5日

- 甲 滋賀県大津市京町4丁目1番1号 滋賀県知事 嘉田 由紀子
- 乙 滋賀県長浜市高田町12番34号 長浜市長 藤井 勇治
- 丙 滋賀県高島市新旭町北畑 5 6 5 番地 高島市長 福 井 正 明
- 丁 茨城県那珂郡東海村村松4番地49 独立行政法人日本原子力研究開発機構 理事長 鈴木 篤之

滋賀県緊急時モニタリング計画

滋賀県

目 次

1 目	的	
(1)	計画の目的1	1
(2)	緊急時モニタリングの目的1	
2 基	本的事項	
(1)	基本方針1	İ
(2)	本計画の適用範囲2	2
(3)	本計画と緊急時モニタリング実施計画との関係2	2
(4)	滋賀県緊急時モニタリング実施要領の作成2	2
3 緊	急時モニタリング体制	
(1)	緊急時モニタリング体制2	2
(2)	県モニタリング本部の設置2	2
(3)	EMC の設置 3	3
4 緊	急時モニタリング体制の整備	
(1)	モニタリング要員の動員体制の整備	3
(2)	モニタリング資機材の整備・維持管理	1
(3)	緊急時モニタリングに必要な関連情報・資料の整備	1
(4)	平常時における環境放射線モニタリングの実施	1
(5)	気象情報および大気中放射性物質の拡散計算に関する機器の整備・維持管理4	1
(6)	関係機関との協力による緊急時モニタリング体制の整備	1
5 出	動連絡	
(1)	県モニタリング本部のモニタリング要員への出動連絡	5
(2)	指示・連絡の経路	5

6 緊	急時モニタリングに係る協力要請	
(1)	県内市町に対する協力要請	5
(2)	航空機モニタリングの要請	5
(3)	関係府県以外の県外都道府県、県外原子力事業者への協力要請	5
7 緊	急時モニタリングの実施	
(1)	緊急時モニタリングの実施概要	5
(2)	警戒事態における環境放射線モニタリング	6
(3)	施設敷地緊急事態における初期モニタリング	6
(4)	全面緊急事態における初期モニタリング	7
(5)	中期モニタリング	8
(6)	復旧期モニタリング	8
8 EM	Cの運営等	
(1)	EMC の指揮系統	8
(2)	EMC における意思決定	8
(3)	緊急時モニタリング実施計画の改訂	9
9 T	ニタリング結果の取扱い	
(1)	固定観測局	9
(2)	その他資機材	9
10 E	ニタリング要員の被ばく管理等	
(1)	被ばく管理方法1	0
(2)	管理基準1	0
(3)	モニタリング要員の防護措置1	0
11 そ	の他	0
別表 1	初動対応段階において県が採る措置1	
別図1	滋賀県緊急時モニタリング本部および緊急時モニタリングセンターの組織・1	
別図 2	滋賀県緊急時モニタリング本部および緊急時モニタリングセンターの指揮命令系統 1	4

滋賀県緊急時モニタリング計画

1 目的

(1) 計画の目的

本計画は、滋賀県(以下「県」という。)が原子力災害対策指針および滋賀県地域防災計画(原子力災害対策編)(以下「県防災計画」という。)等に基づき、原子力災害時における緊急時モニタリング体制の整備および緊急時モニタリングの実施に関して定めたものであり、原子力規制委員会(全面緊急事態においては原子力災害対策本部。以下同じ。)の統括の下、関係機関と連携し、迅速かつ効率的に緊急時モニタリングを実施することを目的とする。

(2) 緊急時モニタリングの目的

県は、原子力災害が発生した際には、原子力災害対策指針に則り、

- 原子力災害による環境放射線の状況に関する情報収集
- ・運用上の介入レベル(以下「OIL」という。)に基づく防護措置の実施の判断材料の提供
- ・原子力災害による住民等と環境への放射線影響の評価材料の提供 のため、緊急時モニタリングを実施することとする。

2 基本的事項

(1) 基本方針

県は、県防災計画で定める「警戒事態」発生後、滋賀県緊急時モニタリング本部(以下「県モニタリング本部」という。)を設置し、環境放射線モニタリングを実施する。

国は、原子力災害対策指針で定める「施設敷地緊急事態」発生後、緊急時モニタリングセンター(以下「EMC」という。)を設置し、原子力規制委員会、原子力規制庁、関係省庁、県、福井県、その他都道府県、原子力事業者、関係指定公共機関(国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構)等が、原子力規制委員会の統括の下で連携して緊急時モニタリングを実施する。

その際、県は、EMCに参画するとともに、EMCの指揮下で、県モニタリング本部を県のモニタリング拠点として維持し、緊急時モニタリングを実施する。

緊急時モニタリングは、平常時から継続的に実施するもの(固定観測局) と、原子力災害時に応急対策として実施するもの(可搬型モニタリングポスト等)により実施する。

(2) 本計画の適用範囲

本計画の適用範囲は、次のとおりとする。

- ア 県の緊急時モニタリング体制の整備
- イ 県モニタリング本部の組織および運営
- ウ 警戒事態以降において県モニタリング本部が実施する環境放射線 モニタリング
- エ EMC の指揮下で県モニタリング本部が実施する緊急時モニタリング

(3) 本計画と緊急時モニタリング実施計画との関係

本計画は、県の緊急時モニタリング体制、関係機関の役割、指揮系統、その他の緊急時モニタリングに関する基本的事項を定めたものであり、事故の状況に応じたモニタリング実施項目や対象区域等は、原子力災害対策指針およびその関係資料、本計画ならびに福井県および関係府県(原子力災害対策特別措置法第7条第2項に定める関係周辺都道府県)の緊急時モニタリング計画等を参照して、原子力規制委員会が策定する緊急時モニタリング実施計画で定められる。

(4) 滋賀県緊急時モニタリング実施要領の作成

県は、緊急時モニタリングを迅速かつ効果的に実施するため、本計画を踏まえ、あらかじめ具体的な実施内容・方法等を規定した滋賀県緊急時モニタリング実施要領(以下「実施要領」という。)を作成する。

3 緊急時モニタリング体制

(1) 緊急時モニタリング体制

県防災計画に基づく情報収集事態が発生した場合、原子力災害の発生に備えて、防災危機管理局長は、固定観測局や原子力施設の稼働状況を確認し、 観測局に異常がある場合は修理等の対策を行う。

県防災計画に基づく警戒事態が発生した場合以降、緊急時モニタリング体制は、県防災計画に規定する動員体制に係る配備レベルに基づき、別表 1 のとおりとする。

(2) 県モニタリング本部の設置

ア 県防災計画に基づく警戒事態発生後、防災危機管理監がモニタリング 体制配備を決定し、防災危機管理局長は県モニタリング本部を設置する。 (自動設置)

イー県モニタリング本部は次の機関で構成される。

(ア) 県

- (イ) 福井県内原子力事業者(日本原子力発電株式会社、関西電力株式 会社、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構)
- ウ 県モニタリング本部の組織は別図1のとおりとし、「企画調整班」を県 防災危機管理局に、「分析班」を県衛生科学センターに、「大気班」、「飲料 水班」、「農作物班」、「畜産物班」、「水産物班」および「林産物班」を県庁 および関係地方機関担当課室に置く。「琵琶湖水班」は県庁および原子力 事業者が別途定めるところに置く。

(3) EMC の設置

- ア 警戒事態発生後、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部 (以下「国の警戒本部」という。)は、立地県(福井県)の協力のもと、 EMCの設置準備を開始する。
- イ 施設敷地緊急事態発生後、原子力規制委員会は、EMC を設置する。この際、県は、別途定めた要員を EMC に派遣する。
- ウ EMCは、次の機関で構成する。
 - (ア) 国(原子力規制庁ほか)
 - (イ) 福井県
 - (ウ) 県
 - (エ) 県以外の関係府県
 - (才) 福井県内原子力事業者(日本原子力発電株式会社、関西電力株式会社、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構)
 - (力) 関係指定公共機関
 - (キ) 福井県外原子力事業者
- エ EMC の組織は別図1のとおりとし、「企画調整グループ」および「情報 収集管理グループ」を原子力災害が発生した地区の原子力防災センター に置く。また、「測定分析グループ」を、国・関係指定公共機関、福井県 モニタリング本部および発災原子力事業者においては隣接地区の原子力 防災センターに、県モニタリング本部においては県内の活動拠点に置く。
- オ 原子力規制庁の担当者が EMC センター長を務める。ただし、原子力規制 庁の担当者が不在の時は、福井県原子力環境監視センター所長が代行す る。

4 緊急時モニタリング体制の整備

- (1) モニタリング要員の動員体制の整備
 - ア 県モニタリング本部のモニタリング要員は、実施要領において定める。
 - イ 原子力規制委員会は、緊急時モニタリングの動員計画をあらかじめ定めることとしており、県は、国と調整して、緊急時モニタリングの広域化や長期化に備えた動員計画を、実施要領において定める。

- (2) モニタリング資機材の整備・維持管理
 - ア 県は、モニタリングポスト、可搬型モニタリング資機材、大気モニタ、 環境試料分析装置、モニタリング情報共有システム、携帯電話等の通信機 器および防護用資機材(以下「モニタリング資機材」という。)の整備、 維持管理を行うとともに、操作の習熟に努める。
 - イ 県は、毎年度、保有しているモニタリング資機材のリストを作成し、または作成したリストが最新の状態にあることを確認する。
 - ウ 原子力規制委員会は、モニタリング資機材を整備することとしており、 県は、国と調整して、緊急時モニタリングの広域化や長期化に備えたモニ タリング資機材の整備を図る。
- (3) 緊急時モニタリングに必要な関連情報・資料の整備

県は、空間線量率測定や環境試料(例:飲食物、陸水、土壌等)採取の候補地点などの緊急時モニタリングを実施する上で必要な関連情報・資料については、可能な範囲で実施要領において定め、定期的に見直しを図る。

(4) 平常時における環境放射線モニタリングの実施

県は、緊急時における原子力施設からの放射性物質または放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点から、平常時から環境放射線モニタリングを適切に実施し、バックグラウンドデータを整理・保管しておく。

- ア 固定観測局による連続監視
- イ モニタリング車等による空間線量率の平常時測定結果の蓄積
- ウ 環境試料の平常時測定結果の蓄積
- (5) 気象情報および大気中放射性物質の拡散計算に関する機器の整備・維持 管理

県は、国、指定公共機関、原子力事業者と連携し、気象情報や大気中放射性物質の拡散計算に関する機器の整備・維持管理を図るとともに、県内の気象や大気中拡散の特性を整理・保管しておく。

- (6) 関係機関との協力による緊急時モニタリング体制の整備
 - ア 県は、平常時および緊急時モニタリングの実施に関し、上席放射線防災 専門官と定期的に協議を行い、密接な連携を図る。
 - イ 県は、原子力規制委員会、原子力規制庁、関係省庁、県内関係市町、福井県、関係周辺府県、原子力事業者、関係指定公共機関など緊急時モニタリング実施機関と平常時から定期的な連絡会、訓練および研修等を通じて緊密な関係を図る。

ウ 県は、緊急時モニタリング実施機関から派遣される要員等の受入体制を整備するとともに、広域にわたるモニタリングを機動的に展開することができる体制を整備する。

5 出動連絡

(1) 県モニタリング本部のモニタリング要員への出動連絡 警戒事態発生後、防災危機管理局長は、県各部連絡責任者、各部連絡員を 通じ、県モニタリング本部のモニタリング要員関係先に対して出動の指示 を行う。

(2) 指示・連絡の経路

施設敷地緊急事態発生後、EMCの立上げと同時に、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部(以下「国の事故対策本部」という。)は、動員計画に基づき、県に対して要員の派遣および資機材の提供の要請を行う。 県は、国の事故対策本部から要請があった場合に必要な協力を行う。

6 緊急時モニタリングに係る協力要請

(1) 県内市町に対する協力要請

知事は、県内市町に対して、必要に応じて、緊急時モニタリングの実施の ため、職員の派遣等必要な協力を要請する。

(2) 航空機モニタリングの要請

県は、必要に応じて EMC センター長に航空機モニタリングの実施を要請する。

(3) 関係府県以外の県外都道府県、県外原子力事業者への協力要請 EMC センター長は、関係府県以外の県外都道府県および県外原子力事業者 に対して、緊急時モニタリング要員等の支援が必要な場合には、国の事故対 策本部あるいは原子力災害対策本部に要請する。

7 緊急時モニタリングの実施

(1) 緊急時モニタリングの実施概要

緊急事態における環境放射線モニタリングは、警戒事態における環境放射線モニタリングと施設敷地緊急事態以降の緊急時モニタリングに大別され、さらに緊急時モニタリングは事故後の対応段階によって、初期モニタリング、中期モニタリング、復旧期モニタリングに区分される。(別表 1 参照)

各対応段階に応じて、OILに基づく防護措置の実施の判断材料のため、固定監視局による監視を強化するとともに、固定観測局を補完するため可搬

型モニタリングポスト、モニタリング車等を活用して空間線量率を測定するほか、飲食物の摂取制限や周辺環境に対する全般的影響の評価・確認、人体の被ばく評価のため環境試料中の放射性物質濃度を測定する。

(2) 警戒事態における環境放射線モニタリング

警戒事態における環境放射線モニタリングは、施設敷地緊急事態に陥った際に迅速に緊急時モニタリングに移行するためのモニタリングであり、 警戒事態発生後、県モニタリング本部を設置し、速やかに開始する。

ア 平常時モニタリング(固定観測局)の監視強化

大気班は、固定観測局の稼働状況を確認するとともに空間線量率および気象観測の監視を強化する。

なお、故障、被災等により監視することができなくなった固定観測局には、可搬型モニタリングポストを設置し、空間線量率の連続測定を行う。

- イ 大気中の放射性物質濃度の測定準備 企画調整班は、大気モニタの起動準備を行う。
- ウ 環境試料の放射性物質濃度の測定 県モニタリング本部長は必要に応じ、環境試料の放射性物質濃度の測定 を企画調整班に指示する。

(3) 施設敷地緊急事態における初期モニタリング

初期モニタリングは、原子力発電所からの放射線や放射性物質の放出による周辺環境への影響を把握するとともに、OIL に照らし合わせて防護措置の実施に関する判断材料を提供するためのモニタリングであり、施設敷地緊急事態発生後 EMC によって速やかに開始される。

原子力規制委員会が定める緊急時モニタリング実施計画に基づき、EMCの企画調整グループは詳細な実施内容を定め、これに従い「県モニタリング本部」は EMC の測定分析グループの一員として、県内の緊急時モニタリングを実施する。

なお、その場合にあっても本県の地域特性を考慮して、必要に応じて県モニタリング本部長の指示に基づいたモニタリングも実施する。

ア UPZ を中心とした空間線量率の監視強化

固定観測局、可搬型モニタリングポストで事態の進展を把握するための モニタリングを行う。

イ 大気中の放射性物質濃度の測定

原子力発電所の状況に応じて、緊急時モニタリング実施計画に基づき、 大気モニタを起動させる。

ウ環境試料の放射性物質濃度の測定

県モニタリング本部長は必要に応じ、環境試料の放射性物質濃度の測

定を企画調整班に指示する。

(4) 全面緊急事態における初期モニタリング

原子力規制委員会は、事故の進展等に応じて緊急時モニタリング実施計画を改訂し、当該計画に基づき、県モニタリング本部は、施設敷地緊急事態における初期モニタリングを継続するとともに、以下の優先順位でモニタリングを拡大する。

なお、その場合にあっても本県の地域特性を考慮して、必要に応じて県モニタリング本部長の指示に基づいたモニタリングも実施する。

ア UPZ を中心とした空間線量率の監視強化

固定観測局、可搬型モニタリングポスト、モニタリング車等で OIL に基づく防護措置実施の判断材料提供のためのモニタリングを行う。

イ 大気中の放射性物質濃度の測定

大気モニタで大気中の放射性物質の状況を把握するためのモニタリングを行う。

- ウ 放射性物質の放出により影響を受けた環境試料中の放射性物質濃度の 測定
 - (ア) 飲料水中の放射性物質濃度の測定

飲料水への放射性物質の影響を把握するため、放射性物質の放出が確認された場合には、UPZ内にある水源から供給される飲料水を採取し、原則としてゲルマニウム半導体検出器で測定する。

- (イ) 0.5 μ Sv/h を超える地域における飲食物中の放射性物質濃度の測定空間線量率の測定結果が 0.5 μ Sv/h を超える地域においては、飲料水、葉菜および牛乳等当該地域で生産された飲食物等を採取し、原則としてゲルマニウム半導体検出器で測定する。
- (ウ)土壌中の放射性物質濃度の測定

空間線量率の測定結果が $20 \mu \text{ Sv/h}$ を超えるモニタリングポスト等の設置地点近辺の土壌を採取し、原則としてゲルマニウム半導体検出器で測定する。

- エ 広範囲な周辺環境における空間線量率および放射性物質濃度の測定
 - (ア)空間線量率の測定

県モニタリング本部は、国等の協力を得て、UPZ 外であっても、空間線量率が 0.5μ Sv/h を超えるおそれがあると予測される場合は、モニタリング範囲を拡大して、可搬型モニタリングポストを設置するとともに、モニタリング車等による走行サーベイを実施する。

(イ) 放射性物質濃度の測定

県モニタリング本部は、国等の協力を得て、UPZ 外であっても空間 線量率が 0.5μ Sv/h を超えた場合には、飲料水、葉菜および牛乳等の 環境試料の採取範囲を UPZ 外に拡大し放射性物質濃度を測定する。

(ウ) 航空機によるモニタリング

国は、航空機により空間線量率および放射性物質の沈着状況を広範囲に調査し、放射線量等の分布地図を作成する。

(5) 中期モニタリング

中期モニタリングは、中期対応段階において実施する。その結果を放射性物質または放射線の周辺環境に対する全般的影響の評価・確認、人体への被ばく評価、各種防護措置の実施・解除の判断、風評対策等に用いる。

中期モニタリングでは、初期モニタリング項目のモニタリングを充実させるとともに、住民等の被ばく線量を推定する。

ア 空間線量率の監視継続

県モニタリング本部は、固定観測局、可搬型モニタリングポストおよび モニタリング車等による監視を継続し、空間線量率の変動を確実に把握 する。

イ 放射性物質濃度測定の強化

県モニタリング本部は、平常時モニタリングで対象としている試料を 含む多種類の環境試料について、測定対象とする核種を増やすなど、より 詳細な放射性物質濃度をゲルマニウム半導体検出器等で測定する。

(6) 復旧期モニタリング

復旧期モニタリングは、避難区域の見直し等の判断、被ばく線量を管理するための方策の決定、現在および将来の被ばく線量の推定等に用いるものであり、空間線量率および放射性物質濃度の経時的な変化を継続的に把握する。

復旧期モニタリングは、初期および中期のモニタリングの結果、発災原子力発電所事故形態および復旧状況を踏まえ、計画を策定する。

8 EMC の運営等

(1) EMC の指揮系統

EMC から県モニタリング本部等の緊急時モニタリング実施機関への指揮系統は、別図2のとおりとする。

(2) EMC における意思決定

次の事項については、EMC 企画調整グループにおいて原案を作成し、EMC センター長およびセンター長補佐が協議して、EMC 内での意思決定を行う。

ア 緊急時モニタリング結果に対する技術的考察

- イ 放射性物質の放出情報や気象情報に基づく影響の予測
- ウ 緊急時モニタリング実施計画の改訂

エ その他緊急時モニタリングに関する重要事項

(3) 緊急時モニタリング実施計画の改訂

緊急時モニタリング実施計画は施設敷地緊急事態発生後に国の事故対策本部によって策定され、事故の進展等に応じて改訂される。

EMC は、事故の状況やモニタリング結果等を踏まえ、適宜改訂案を作成し、 国の事故対策本部または原子力災害対策本部に送付する。

9 モニタリング結果の取扱い

(1) 固定観測局

平常時から連続測定を行い、測定結果をリアルタイムで公表している固定観測局については、緊急時もリアルタイムで測定結果を公表する。

(2) その他の資機材

可搬型モニタリングポスト、モニタリング車、ゲルマニウム半導体検出器 等(以下「可搬型モニタリングポスト等」という。) 平常時モニタリングと の連続性が無い手段については、妥当性を判断した後公表する。

ア モニタリング結果の妥当性の確認

可搬型モニタリングポスト等によるモニタリング結果については、EMC (警戒事態においては県モニタリング本部)に集め、測定方法や機器異常の有無などを観点とした妥当性の確認を行い、また、必要に応じて技術的 考察を加える。

EMCは、妥当性が確認されたモニタリング結果を、滋賀県災害対策本部および国の事故対策本部または原子力災害対策本部(警戒事態においては滋賀県災害警戒本部および国の警戒本部)に報告する。

県は、国の事故対策本部または原子力災害対策本部で評価したモニタリング結果を県内関係市町と共有する。

イ モニタリング結果の公表

(ア) EMC 設置前におけるモニタリング結果の公表

県モニタリング本部から報告を受けた滋賀県災害警戒本部は、ホームページ等で可搬型モニタリングポスト等によるモニタリング結果等を速やかに公表する。

(イ) EMC 設置後におけるモニタリング結果の公表

国の事故対策本部または原子力災害対策本部は、EMC から報告を受けたモニタリング結果を一元的に評価し、関係機関に連絡するとともに、ホームページ等で速やかに公表する。

滋賀県災害対策本部は、EMCで妥当性の確認をとった結果をホームページ等で公表することができるが、その結果について、国の事故対策本

部または原子力災害対策本部による評価が得られた場合には、速やか にその旨を示す。

また、公表の際には、住民等にとって分かりやすい公表となるよう国 と必要な調整を行う。

10 モニタリング要員の被ばく管理等

(1) 被ばく管理方法

ア 県は、EMCに派遣する県の要員を含めた県モニタリング本部要員の被ば く線量を記録する。

特に、現地で活動するモニタリング要員には個人被ばく線量計を配布し、活動期間中の被ばく線量を記録する。

イ EMC 企画調整グループは、県モニタリング本部など EMC の指揮下の組織 における被ばく管理状況を一元的に取りまとめる。

(2) 管理基準

モニタリング要員の活動期間中の外部被ばくの管理基準値等は、実施要領で定め、その値を超えたとき、または超えるおそれのあるときは、直ちに活動を中止する。

(3) モニタリング要員の防護措置

ア EMC 設置前

- (ア) 県モニタリング本部長は、放射性物質による汚染またはそのおそれがある場所においてモニタリング活動を行う要員に対して、出動時に防護服、防護マスク等の着用を指示する。
- (イ) 県モニタリング本部長は、放射性ヨウ素の放出またはそのおそれが ある場所においてモニタリング活動を行う要員に対して、ヨウ素剤を 携行させる。

イ EMC 設置後

- (ア) EMC センター長は、放射性物質による汚染またはそのおそれがある場所においてモニタリング活動を行う県の要員に対して、県と調整の上、 出動時に防護服、防護マスク等の着用を指示する。
- (イ) EMC センター長は、放射性ヨウ素の放出またはそのおそれがある場所 においてモニタリング活動を行う要員に対して、ヨウ素剤を携行させる。

11 その他

中期モニタリングや復旧期モニタリングなど原子力災害対策指針において「今後、原子力規制委員会で検討を行うべき課題」とされている事項について

は、今後の検討結果を踏まえ、適宜本計画の見直しを行う。

別表 1 初動対応段階において県が採る措置

緊急事態区分	県の体制	緊急時モニタリング 体制	- 緊急時モニタリング 体制(国)	モニタリ ングの区 分	緊急時モニタリング (環境放射線モニタリング) 実施内容		防護措置等
情報収集事態	・災害警戒体制に準じた体制 (防災危機管理局)・災害警戒本部への移行準 備	(災害警戒体制に準じた 体制)	(原子力規制委員会・ 内閣府合同情報連絡 室) (原子力規制委員会・ 内閣府原子力事故合 同現地情報連絡室)	平常時モ	・平常時モニタリングの継続 モニタリングポスト確認 機器に異常がある場合には修理等		
警戒事態	·災害警戒本部設置 災害警戒地方本部設置	滋賀県緊急時モニタリン グ本部の設置	緊急時モニタリング センターの設置準備	平常時モニタリング	・平常時モニタリングの強化 モニタリングポスト確認 機器に異常がある場合には修理等 ・大気モニタの起動準備 ・緊急時モニタリングセンター立ち上げ準備 および緊急時モニタリングの準備(国)		・一時滞在者への帰宅呼びかけ
施設敷地緊急事態	・災害対策本部設置 災害対策地方本部設置 ・オフサイトセンターへの職員 派遣	緊急時モニタリングセンタ 一の指揮下で、滋賀県緊 急時モニタリング本部が 活動継続	緊急時モニタリング センターの設置 ※滋賀県緊急時モニ タリング本部は緊急時 モニタリングセンター		 ・緊急時モニタリングの開始 【施設敷地緊急事態における初期モニタリング】 ・モニタリングポスト確認 ・大気モニタの起動 		・住民等への注意喚起 ・UPZ内屋内退避準備
全面緊急事態			に職員を派遣。	緊究	【全面緊急事態における初期モニタリング】 ・大気モニタによる大気中の放射性物質の状況把握 ・環境試料中放射性物質測定 ・航空機モニタリング(国)	\Rightarrow	・UPZ 内屋内退避・避難、スクリーニングポイントの準備・安定ヨウ素剤配付の準備
放射性物質の放出				緊急時モニタリング	・モニタリング車による測定	\Rightarrow	・避難の実施・スクリーニングの実施・飲食物摂取制限の実施
放出事象の収束				リング	【中期モニタリング】 ・空間線量率の監視継続 ・放射性物質濃度測定の強化 【復旧期モニタリング】 ・空間線量率 ・放射性物質濃度の継時的変化把握		【中期対応段階】 ・周辺環境に対する全般的影響の評価・確認・人体への被ばく評価・各種防護措置の実施・解除・風評被害対策 【復旧段階】・避難区域の見直し・被ばく線量の管理・現在および将来の被ばく線量 推定

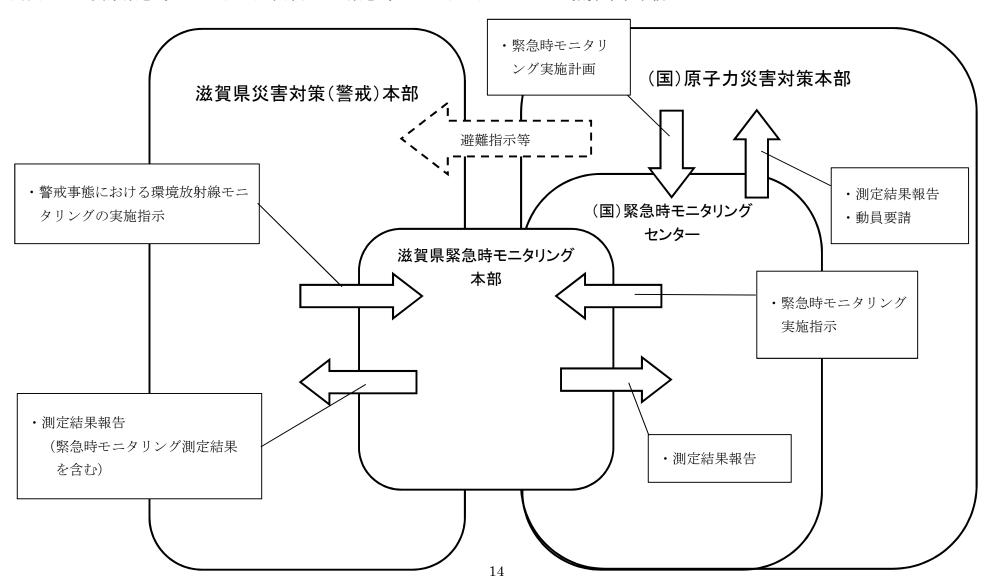
別図1 滋賀県緊急時モニタリング本部および緊急時モニタリングセンターの組織

滋賀県緊急時モニタリング本部 本部長 企画調整班 【企画調整班の役割】 緊急時モニタリングセンターとの連 絡調整 ・各班モニタリング結果の集約 等 職員派遣 農作物 畜産物 林産物 琵琶湖 大 飲料水 水産物 班 水 班 班 班 班 班 【大気班等(分析班を除く)の役割】 職員派遣 ・(緊急時モニタリングセンターからの指示を踏まえ)測定ま たは試料採取項目および地点の選定 ・サンプリング ・分析班への試料の搬入・引渡し ・モニタリング車による測定(大気班のみ) 等 【分析班の役割】 ・各班から搬入された検体の分析

(国)	緊急時モニタリングセンター
グループ	業務内容
センター長(原子力規制庁)	・緊急時モニタリングセンターの総括
センター長補佐 (福井県原子力環境監視セン ター所長) (上席放射線防災専門官)	・センター長の補佐・センター長の代行・センター長不在の場合、センター長の代行
企画調整グループ (構成) 原子力規制庁、福井県、 <u>滋賀</u> 県、関係府県(岐阜県または 京都府)、指定公共機関、県 外原子力事業者	 ・モニタリング実施計画に基づく実施調整 ・モニタリング実施計画の改訂案作成 ・モニタリング結果の解析 ・放射性物質の拡散予測 ・住民の被ばく線量の解析 ・モニタリングセンター内およびモニタリング実施拠点への情報提供 ・モニタリング要員、資機材等の確保
情報収集管理グループ (構成) 原子力規制庁、福井県、 <u>滋賀</u> 県、関係府県(岐阜県または 京都府)指定公共機関、県外 原子力事業者	・モニタリング結果の取りまとめ、妥当性の確認 ・各種情報の収集・整理 ・原子力災害対策本部等関係機関との連絡調整

・緊急時モニタリングセンター(EMC)設置後、滋賀県モニタリング本部は、EMC の指揮 下で県内のモニタリング実施拠点として活動する。

別図2 滋賀県緊急時モニタリング本部および緊急時モニタリングセンターの指揮命令系統





母なる湖・琵琶湖。 ——あずかっているのは、滋賀県です。

平成26年3月 作成

平成28年3月 修正

平成29年3月 修正

平成30年3月 修正

令和2年3月 修正

原子力災害に係る滋賀県広域避難計画

滋 賀 県

目 次

第	1	章	総	則																												
	1	i	計画	の根	拠	٠ ي	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	2		基本	方針	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
第	2	章	広	域避	難		屋	内	退	避	等	の	防	護	措	置																
	1		防護	措置	を	行	う	対	象	地	域	お	ょ	び	人	П	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	2	,	広域	避難	ÉΦ	基	本	的	な	流	れ	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	3	ļ	県域	を越	ええ	る	広	域	連	携	お	ょ	び	段	階	的	避	難	0	実	施	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
	4	j	避難	先•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
	5	,	屋内	退避	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
第	3	章	避	難手	-段	お	ょ	び	避	難	経	路																				
	1	j	避難	手段		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
	2	j	避難	経路	·	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
	3	;	交通	対策	į ·	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	10
第	4	章	ス	クリ	_	-=	ン	グ	お	ょ	び	除	染	の	実	施	体	制	(避	難	中	継	所	の	設	置)				
	1	J	原則		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	10
	2	j	避難	中組	肵	(D)	設	置	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	10
	3	;	実施	体制	JO)	整	備	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	11
	4		スク	IJ —	-=	ン	グ	実	施	結	果	を	示	す	書	類	<i>D</i>	発	行	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	11
第	5	章	安	定日	ゥ	素	剤	の	予	防	服	用	体	制	の	整	備															
	1	J	原則		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	12
	2	1	備蓄	場所	ŕ•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	12
	3	Ī	配布	場所	ŕ•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	13
	4	ļ	緊急	時に	お	け	る	配	布	お	ょ	び	服	用	0)	手	順	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	13
第	6	章	避	難所	fの	設	置	運	営																							
	1	j	避難	所の	設	置	運	営	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	14
	1																															
	2		拠点	避難	魶	(D)	設	置	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	14

				王難長																												
	1	_	二涉	て避難	~	の種	多行	fΦ	進	め	方	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	14	
	2	=	二涉	て避難	先	の存	産保		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	15	
第	8	-	_	E配慮					-																							
	1	基	表本	に的な	考	えブ	j •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	15	
	2	Ì	長の)役割	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	15	
	3	13	뢷西	古広域	連	合に	こお	らけ	る	考	え	方	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	15	
第	9	章	費	聞負	担	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	16	
第	1(章 (UP:	Ζタ	トの	地	域~	\ 0	マダ	讨成	<u>.</u> رج	•					•		•	•							•	•	•	17	
第	1	1章		関西原	太 垣	慩	合	の	Γ原	頁	子力	<u>נ</u> כ	٤Ę	导 (:	こ信	ĸ a	5 I	ム垣	캜迡	達	進力	ヴィ	1	: =	51	()	/]					
			ع	の関	係			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			•	•	•	•	•	•	17	
第	12	2 章		広域	壁斢	詌	画	のり	見正	重し	٠ ر		• •					• •		•	•							•	•	•	17	

第1章 総則

1 計画の根拠

この計画は、滋賀県地域防災計画(原子力災害対策編)第2章-第7節-第1-2「広域避難計画の策定」の規定に基づき策定する。

2 基本方針

- (1)原子力事業所から放射性物質が放出された後、避難対象区域となった地域の住民について、OIL1に基づく避難またはOIL2に基づく一時移転を実施することを前提とするとともに、事態の規模、時間的な推移に応じて、放射性物質放出前に予防的避難を実施する可能性も考慮する。
- (2) 地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう努める。
- (3) 災害の状況に応じて避難先を選択できるよう、複数の選択肢を準備する。
- (4) 緊急時に住民がパニックを起こし、不要不急の避難行動をとることがないよう、平常時におけるリスクコミュニケーションを重視するとともに、 緊急時には、住民に対して的確な情報提供を行うことができるよう準備する。
- (5) 感染流行下での防護措置については、内閣府通知「新型コロナウイルス 感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の 実施ガイドライン」を踏まえ対応する。

第2章 広域避難、屋内退避等の防護措置

1 防護措置を行う対象地域および人口

(1) 対象地域

滋賀県地域防災計画(原子力災害対策編)(以下「地域防災計画」という。)に規定する原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲(以下「UPZ」という。)とする。

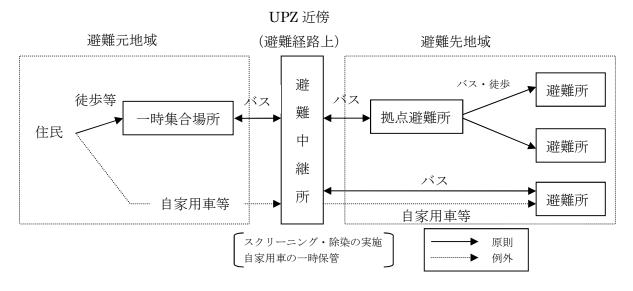
※UPZ:原子力災害対策指針において示されている原子力発電所に係る原子力 災害対策重点区域の範囲のUPZの目安の距離(原子力施設から概ね 30km)や滋賀県が独自に行った放射性物質拡散予測シミュレーション 結果の屋内退避が必要なレベルの線量となった区域を踏まえ、総合的に 勘案して定めたもの(地域防災計画 第1章第6節)

UPZを包含する市は、長浜市および高島市(以下「関係周辺市」という。)である。

(2) 対象人口

長浜市:24,198人、高島市:27,122人 ※住民基本台帳人口(令和4年1月1日現在)に基づく対象区域の人口

2 広域避難の基本的な流れ



※ 避難用バスは、一時集合場所~避難中継所、避難中継所~拠点避難所を 分けて、それぞれにピストン輸送を実施する。

(1) 避難の単位

国による避難指示が小学校区単位で行われることを前提に、避難行動は自治会区単位で行うことを原則とする。

ただし、県および避難対象区域を含む市町は、必要に応じ協議を行い、 避難行動の単位を変更することができるものとする。

(2) 避難元地域から避難中継所への移動

① 避難を要する地区の住民は、避難対象区域を含む市町の指示に基づき、あらかじめ定められた一時集合場所から避難用バスにより避難中継所に移動する。

ただし、地域の状況や時間的制約等により一時集合場所に移動することが不適当または困難な住民は、自家用車で避難中継所に移動する。

② 自家用車で移動した住民は、避難中継所近辺に用意する自家用車一時保管場所に車両を一時保管する。

(3) 避難中継所から拠点避難所(または避難所)への移動

避難者は、避難中継所でスクリーニングを行い、必要に応じ除染を行った上で、あらかじめ定めた拠点避難所(または避難所)に避難用バスで移動する。

(4) 拠点避難所~避難所

拠点避難所を設けた避難先市町村は、拠点避難所に到着した避難者を、 各避難所に移送する。

(5) 家庭動物との同行避難

県は、災害の実態に応じて、市町と連携し飼い主による家庭動物との同行 避難について配慮するものとするが、具体的な対応については、今後の検討 課題とする。

3 県域を越える広域連携および段階的避難の実施

原子力災害発生時には、全面緊急事態(県地域防災計画(原子力災害対策編)の緊急事態区分を参照のこと。)となった時点で、PAZ(原子力事業所から約5km圏)内の住民等に避難指示が出され、UPZ内の住民には屋内退避の指示が出されることとなる。

その後、事態の進展に応じ、放射性物質が放出された場合には、緊急時モニタリングを実施し、OILに基づき避難区域が特定されていくこととなるが、いずれの場合も県外からの避難者が滋賀県内を通過することを想定しておく必要がある。

このことを踏まえ、県は、県域を越えた広域連携を図るとともに、特にUPZ内の避難に際して、不要な混乱を避けるため、段階的避難を実施するための方法等について、国および福井エリアの関係府県と関西広域連合が参画している「福井エリア地域原子力防災協議会」の場において検討・調整を行う。

※地域原子力防災協議会:国が、原子力発電所の所在する地域毎に設置する、道府県や市町村が作成する地域防災計画・避難計画等の具体化・充 実化を支援し、課題解決を図るためのワーキングチーム

※福井エリア地域原子力防災協議会構成員:

国関係府省庁、福井県、京都府、滋賀県等

4 避難先

- (1) 緊急時における避難先の決定方針
 - ① 県は、市町の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、県内他の市町への受入れについて優先的に協議することとし、複合災害などにより県内での受入れが困難と判断した場合または受入れ施設が不足する場合に、他府県と避難受入れの協議を行う。
 - ② 県は、他府県に避難受入れを要請する場合、災害の状況や緊急時モニタリング結果等を基に、総合的に判断し、要請を行う府県を決定する。
 - ③ 県が避難先を検討するに当たっては、避難対象区域を含む市町と連携を密にするほか、国や関西広域連合等関係機関に対して助言を求めるものとする。

(2) 県内他の市町への避難

- ① 県は、避難対象区域を含む市町から県内他の市町への避難について協議要請があった場合、大津市、草津市、甲賀市および東近江市を中心に協議を行い、状況に応じて他の市町にも協力を求める。
- ② 県は、避難先となる市町に対して、収容施設の供与およびその他の災害 救助の実施に協力するよう指示する。また、この場合、県は避難先の市町 と協議の上、避難対象区域を含む市町に対して避難所となる施設を示す。
- ③ 避難対象区域を含む市町は、県が示した避難所施設の一覧をもとに、県および避難先の市町と連携して、各避難所への避難住民の割り振りを行い、県はその結果を避難先市町に連絡する。

なお、避難住民の割り振りを行うに当たっては、地域コミュニティの維持に十分配慮するものとする。

- ④ 関係周辺市は、県と連携し、平常時から避難先として想定する市町と協議を行い、あらかじめ避難計画に、避難単位ごとの集合場所や避難先、避難経路等必要な事項を定めておくものとする。
- ⑤ 県内他の市町は、関係周辺市から避難計画作成に係る協議があった場合は、広域避難の用に供する避難所の指定等について協力する。

(3) 他府県への避難

【関西方面】

① 県は、関西方面に避難する必要があると判断した場合、関西広域連合の「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」に基づき、大阪府に対して避難の受入れ要請を行うとともに、その旨を関西広域連合に連絡する。

② 関係周辺市ごとの大阪府内受入れ市町村は以下のとおりとする。

市名	対象人口	避難先市町村名
長浜市	24, 198 人	大阪市
		(中河内地域)
		八尾市、柏原市、東大阪市
		(南河内地域)
		富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野
		市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南
		町、千早赤阪村
		(泉北地域)
		堺市、泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町
		(泉南地域)
		岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪
		南市、熊取町、田尻町、岬町
高島市	27, 122 人	大阪市 (再掲)
		(豊能地域)
		豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町
		(三島地域)
		吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、島本町
		(北河内地域)
		守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真
		市、四條畷市、交野市

- ※避難先市町村ごとの個表は、【別添2】のとおり。
- ③ 大阪府は、府内の避難先市町村が被災等のやむを得ない事情により、関係周辺市の事前に定めた受入れ可能人数の受入れができないと認めるときは、府内市町村およびカウンターパート県である和歌山県と調整を行い、避難元である県の意見を聴取した上で、受入れの割当てを見直す。
- ④ 県は、③に規定する意見聴取に対しては、関係周辺市と連携して、「地域 コミュニティの維持」という観点から意見を述べる。
- ⑤ 大阪府は、必要な調整を行っても、府内市町村および和歌山県内で受入れを行うことができないと認めるときは、直ちに避難元である県および関西広域連合に連絡する。
- ⑥ 県は、⑤に規定する連絡を受けたときは、関西広域連合に改めて受入れ 先の調整を要請する。

⑦ 県は、関係周辺市以外の市町が避難対象区域となり、関西方面への避難が必要となった場合には、関西広域連合に受入先の調整を要請する。

【中部方面】

県は、中部方面に避難する必要があると判断した場合、「災害時等の応援に関する協定書(中部9県1市)」に基づき、応援要請を行う。

5 屋内退避

(1) 屋内退避の効果と必要性

屋内退避は、住民等が比較的容易に採ることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や放射線を遮へいすることにより被ばくの低減を図る防護措置である。

放射性プルームが到達した場合などには、一時的に空間線量率が極めて高くなるおそれがあり、その際に避難行動等により外出していれば、無用な被ばくをする危険性がある。そのため、屋内退避で放射性プルームをやり過ごし、OILに基づき必要な場合には、適切なタイミングで避難を行うことが無用な被ばくを避ける上で有効である。

(2) 屋内退避の実施

住民は、原則自宅で屋内退避を実施する。

勤務・通学する者または一時滞在者については、原則、帰宅することとするが、放射性物質が放出され、またはすぐにでも放出される危険性があるなど、帰宅途中等に被ばくするおそれがある場合は、勤務先、学校等、滞在施設内等において屋内退避を実施する。

関係周辺市は、自宅で屋内退避を実施することに対して不安を感じる住民への対応として、屋内退避準備の段階で、公共施設等において受入れ準備を行う。

- (3) 大規模地震との複合災害時における屋内退避等の実施 複合災害時には、多くの家屋が倒壊し、または多くの住民が屋内に留まる ことを懸念すると思われることから、以下の対応を図る。
 - ① 地震により家屋が倒壊したり、倒壊するおそれがあるなど家屋で屋内退避を実施することが困難である場合には、近隣の公共施設等において、屋内退避を実施する。

② 屋内退避中に再度の地震等により被災が更に激しくなるなど、屋内退避 の継続が困難である場合は、屋内退避が不要である地域の避難所等へ移動 を行う。

第3章 避難手段および避難経路

1 避難手段

- (1) 原則
- ① 避難の実施に当たっては、原則として、バス等の公共輸送手段を活用する。
- ② バスの活用に当たっては、車両の有効活用および車両のスクリーニング・除染の手間を省くため、避難中継所を境に、避難元地域からの移送と、避難先地域への移送を分けて、それぞれ異なるバスでピストン運行するものとする。
- ③ 県は、複合災害により道路が寸断され、船舶による移送が必要となった場合、「災害時における人員や物資等の輸送に必要な客船等の応援に関する協定書」に基づき、協定の相手方である船舶会社に対して応援を要請する。
- ④ 県は、その他必要に応じ、災害対策基本法第86条の14に基づき、指定公共機関または指定地方公共機関に対し、避難者の輸送を要請するほか、国、避難先府県、関西広域連合に対し、鉄道、船舶等も含め、輸送手段の確保の調整を要請する。
- ⑤ 本県はJR等鉄道の利便性が高い地域であることから、県は、今後、鉄道による避難者輸送に係る課題等について検討を行い、この計画に反映していくものとする。

また、必要に応じて鉄道事業者に協力を求めていくものとする。

(2) 自家用車利用の抑制および事前の周知

- ① 自家用車による避難については、交通渋滞のほか、駐車場の確保、交通 事故の懸念、給油の問題、避難経路見失いによる迷走など様々な懸案事項 があることから、自家用車の利用は、OIL1に基づく即時避難等、時間 的制約によりやむを得ない場合や、要配慮者(高齢者、障害者、外国人、 乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。以下同じ。)のうち、自家 用車で移動することが最も合理的と認められる者の場合などに限るものと する。
- ② 県および関係周辺市は、①に掲げる自家用車利用に関する懸案事項を踏まえ、原子力災害においてはバスによる避難を原則とすること、やむを得

ず自家用車を使用する場合は、できる限り乗り合わせること等について、 平常時から住民に周知するものとすることで不要な自家用車利用の抑制を 図る。

③ 関係周辺市は、自家用車で避難する場合も、必ず避難中継所を経由すること、自家用車は避難中継所周辺に確保する一時保管場所に一時保管し、避難中継所から先への移動については、避難用バスに乗り換えることについて、平常時から住民に周知するものとする。

(3) 自家用車一時保管場所の確保

県および関係周辺市は、避難中継所近辺で自家用車の一時保管場所として利用できる土地について、あらかじめ調査し、その確保に努める。

(4)避難用バスの確保

- ① 避難用バスは、原則として、県および避難対象区域を含む市町が連携して 確保する。
- ② 県は、緊急時に避難用バスが不足する場合には、本章1-(1)—④に基づき、避難用バスの確保を要請する。
- ③ 県および関係周辺市は、指定公共機関、指定地方公共機関等と協議し、緊急時における避難手段の確保手順や費用負担、運転手等の被ばく線量の管理の目安等について、あらかじめ協定等の取り決めを行うよう努める。
- ④ 県は、運転手等の被ばく線量管理の目安を超える被ばくが予想される場合等、車両のみ確保でき、運転手の確保ができない場合を想定し、国が自衛隊等から運転手を派遣する仕組みをあらかじめ設けるよう、関西広域連合や関係府県と連携して、「福井エリア地域原子力防災協議会」の場等を活用し、国に要請する。
- ⑤ 県は、一時集合場所の駐車できる空間が狭い等の場合は、避難用バスの集結場所を避難対象区域の近隣に確保するよう努める。

2 避難経路

(1)原則

- ① 住民避難に当たっては、高速道路、幹線道路を中心にあらかじめ設定した避難経路で避難することとし、避難経路は必ず避難中継所を経由するものとする。
- ② 県は、関係周辺市が避難計画に避難経路を設定するための基本となる主な避難経路を設定するものとし、その設定に当たっては、避難時間推計 (ETE)の実施結果を踏まえるとともに、県警察、道路管理者と協議す

るほか、避難先府県内については、避難先府県・市町村の意見も聴取する。

- (2) 県内他の市町への避難経路
- ① 県があらかじめ定める主な避難経路は、【別添1】のとおりとする。
- ② 関係周辺市は、【別添1】の主な避難経路をもとに、それぞれの避難計画において避難行動の最小単位である自治会区ごとに避難経路を設定する。
- (3) 他府県への主な避難経路
- ① 関西方面への避難は、高速道路を活用することを基本として、主な避難 経路は次のとおりとする。

なお、大阪府内における避難経路は、別添2「個票」による。

【長浜市】

北陸自動車道→名神高速道路→京滋バイパス

※北陸自動車道木之本ICおよび長浜ICの利用は、避難用バスに限るものとし、自家用車は、国道8号等により避難中継所に向かうものとする。

【高島市】

国道 161 号・国道 367 号→国道 161 号バイパス→名神高速道路

② 中部方面への避難経路は、中部方面への避難を実施することを決定した 段階で、県が関係周辺市および受入れ先となる県・市の意見を聴取した上で、高速道路および主要国道を中心に検討し、県警察および道路管理者等 と協議の上、決定する。

県は、決定した避難経路を関係周辺市に連絡するものとする。

(4) 災害時における避難経路の再調整

県および避難対象区域を含む市町は、避難指示または避難準備指示の発 令が見込まれる段階で、事態の進展、避難を要する区域の範囲、道路状況 等を勘案し、県警察および道路管理者と協議の上、実際の避難経路を決定 する。

県外へ避難する必要がある場合には、県は、県外における避難経路について、あらかじめ避難先府県の意見を聴取する。

また、県は、決定した避難経路を避難先となる県内市町または府県に対して連絡するとともに、県内他の市町に対して、避難対象区域、避難先、避難経路等の情報を提供する。

3 交通対策

県警察は、避難対象区域を含む市町等が避難の指示を行ったときは、当該 避難が円滑に行われるよう、必要な交通対策を講じる。

第4章 スクリーニングおよび除染の実施体制(避難中継所の設置)

1 原則

県は、身体除染、被ばく抑制および汚染拡大防止を目的として、UPZ近傍の避難経路上に避難中継所を設置し、原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援のもと、避難住民等のスクリーニングおよび除染を実施する。

2 避難中継所の設置

- (1) 県は、関係機関の協力のもと、避難開始までに、UPZ近傍の避難経路 上に、スクリーニングおよび除染等を行うための避難中継所を設置する。
- (2) 県は、事態の進展により増加する避難者を長時間滞留させることなく確実にスクリーニングを実施するため、避難中継所に十分なスクリーニングブースを配置するほか、状況に応じ、避難中継所を増設する。
- (3) 県は、避難中継所を増設する場合、予定していた避難中継所が使用できない場合またはUPZ外の市町で避難が必要となった場合等を想定して、 十分な数の候補場所が確保できるよう、継続的に検討を行い、この計画に 反映していくものとする。
- (4) 県は、避難中継所の選定に当たっては以下の条件を考慮する。
 - ・面積 (バスの乗換場所となることから大型バスの駐車・行き交いができる空間を確保できること、避難中継所およびその近隣で、自家用車の一時保管場所を確保できること)
 - ・設備(スクリーニングおよび除染を行うために必要な設備を備えている こと、避難者の休憩場所およびトイレを確保できること)

(5) UPZ内の住民が避難する場合の避難中継所は、次の場所に設置するものとする

名称	所 在 地
湖北体育館	長浜市湖北町速水 1210
北陸自動車道長浜インターチェンジ	長浜市口分田町古田 548
長浜バイオ大学ドーム	長浜市田村町 1320
(滋賀県立長浜ドーム)	
高島市今津総合運動公園	高島市今津町日置前 3110
高島市立朽木中学校	高島市朽木市場 1055
新旭体育館・武道館	高島市新旭町旭 818
道の駅藤樹の里あどがわ・安曇川図書館	高島市安曇川町青柳 1162-1
高島B&G海洋センター	高島市宮野 1516

[※]長浜インターチェンジについては、屋内施設がないことから、近傍の屋 内施設の活用についても検討する。

3 実施体制の整備

- (1) 県は、スクリーニングおよび除染の実施に要する人員体制や実施手順について、あらかじめマニュアルを定めるとともに、必要な資機材の整備を進める。
- (2) 県は、緊急時にスクリーニングおよび除染の実施に必要な人員・資機材が不足することを想定し、国、他府県、関西広域連合、放射線技師会等と連携し、必要な支援体制の整備に努める。

4 スクリーニング実施結果を示す書類の発行

県は、スクリーニングおよび除染の結果、汚染のないことが確認できた者についてスクリーニング済証を発行するとともに、当該スクリーニングおよび除染に関する記録票を作成し、県の責任で適切に保管する。

記録票の様式をはじめ、手続の詳細については、別に定めるマニュアルによるものとする。

第5章 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備

1 原則

県は、関係周辺市と連携し、避難指示と併せて安定ョウ素剤の配布・服用 指示が出た場合に、速やかに対応することができるよう、適切な場所に安定 ョウ素剤を備蓄する。

2 備蓄場所

UPZ内への配布を前提とした安定ヨウ素剤の備蓄場所は以下のとおりとする。

(1) 県の施設

名 称	所 在 地
湖北健康福祉事務所(長浜保健	長浜市平方町 1152-2
所)	
高島健康福祉事務所(高島保健	高島市今津町今津 448-45
所)	
伊香高等学校	長浜市木之本町木之本 251
高島高等学校	高島市今津町今津 1936

(2) 関係周辺市の施設

- ① 市役所
- ② 市が指定する一時集合場所
- ③ UPZ内の小中学校、保育所、幼稚園等
 - ※一時集合場所に指定されている学校については、避難住民への配 布分を含む。

(3) 医療機関

① 原子力災害医療協力機関

名 称	所 在 地
市立長浜病院	長浜市大戌亥町 313
長浜市立湖北病院	長浜市木之本町黒田 1221
高島市民病院	高島市勝野 1667

② 原子力災害拠点病院

名 称	所 在 地
長浜赤十字病院	長浜市宮前町 14-7

3 配布場所

緊急時における安定ヨウ素剤の配布場所は以下のとおりとする。

- (1) 県の施設における備蓄分
 - ① 湖北健康福祉事務所(長浜保健所)(防災業務関係者への配布)
 - ② 高島健康福祉事務所(高島保健所)(防災業務関係者への配布)
 - ③ 避難中継所 (スクリーニング場所での服用確認および未服用者への配布)
 - ④ UPZ内の県立高校(避難時の生徒・教職員への配布)
- (2) 関係周辺市の施設における備蓄分
 - ① 市役所(避難時の配布、一時滞在者への配布、防災業務関係者への配布)
 - ② 一時集合場所(避難時の住民への配布)
 - ③ UPZ内の小中学校、保育所、幼稚園等(避難時の児童・生徒、教職員等への配布)
- (3) 医療機関における備蓄分
 - ① 原子力災害医療協力機関(入院患者、被ばく患者への配布) 市立長浜病院 長浜市立湖北病院 高島市民病院
 - ② 原子力災害拠点病院(入院患者、被ばく患者への配布) 長浜赤十字病院

4 緊急時における配布および服用の手順

- (1) 県は、緊急時における安定ヨウ素剤配布のための手続き等について、あらかじめマニュアルを定めるものとする。
- (2) 県は、緊急時における配布および服用を迅速に実施するためには、PA Zにおける事前配布の場合と同様に、住民の既往症等の事前確認が不可欠 と考えることから、その手続きの具体化および必要な財源措置について、 国に要請していく。

第6章 避難所の設置運営

1 避難所の設置運営

- (1)避難所の開設は、避難の受入れ要請を踏まえて、避難先市町村が行う。 避難先市町村は、避難先府県等と連携し、「原子力災害発生時等におけ る避難者の受入れに係る指針」(内閣府:平成28年3月)を参考に、避難 所の開設、運営などの具体的な手順を定めたマニュアル等を作成するよう 努める。
- (2) 避難所の運営は、開設当初については避難先市町村が行い、可能な限り早期に、避難元の市町や避難住民、ボランティア等による運営に移行する。
- (3) 避難所の施設管理は、避難所の運営体制にかかわらず、施設管理者が継続して行う。

2 拠点避難所の設置

(1) 避難先市町村は、各避難所への移送を行う拠点として、拠点避難所を設置することができる。

なお、県は地理的に不案内かつ遠距離の移動となる他府県への避難を円滑に実施するため、他府県の避難先市町村に対しては、可能な限り拠点避難所を設置するよう要請する。

(2) 拠点避難所から各避難所への避難住民の移動手段は、避難先市町村が確保する。

3 避難所運営に必要な物資の確保

広域避難を実施した場合、避難所における食糧・毛布等の必要物資については、県および避難対象区域を含む市町が迅速に確保する。

その際、必要物資が不足する場合は、国、関西広域連合や関係事業者等に 要請するとともに、避難先自治体にも協力を求める。

第7章 避難長期化への対応

1 二次避難への移行の進め方

(1) 県および避難対象区域を含む市町は、避難生活による避難者の負担、避難 所を提供する避難先自治体への影響等を考慮し、避難当初から二次避難先

- の確保に向けた検討を開始する。
- (2) 県および避難対象区域を含む市町は、避難先自治体の協力を得て、二次避難先の確保に当たり必要となる避難者数および世帯数の把握、各避難世帯の意向把握に努める。
- (3) 県および避難対象区域を含む市町は、可能な限り早期に二次避難先への移行を進める。特に小中学校等の教育施設を避難所としている場合は、その早期解消に努める。

2 二次避難先の確保

- (1) 二次避難先は県内で確保することとし、県および避難対象区域を含む市町は必要に応じ、県内他の市町にも二次避難先の確保を要請する。
- (2)他府県に避難している場合で、災害の状況から県内での二次避難先の確保が困難なとき、県および避難対象区域を含む市町は、避難先府県に対して、 二次避難先の確保を要請する。

第8章 要配慮者の広域避難

1 基本的な考え方

避難、とりわけ県域を越える広域避難については、長距離の移動が避けられないため、避難行動自体がリスクとなる可能性を十分に考慮する必要がある。特に要配慮者については、移動の困難性やリスクの程度等、それぞれの特性を踏まえた広域避難計画を策定するとともに、避難しなかった場合に比べ、要配慮者の健康リスクが高まることがないよう、避難に要する資機材や医療・看護体制および安全な搬送手段が確保された後に避難を開始することを明示する必要がある。

2 県の役割

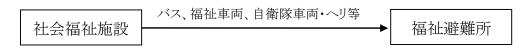
県は、地域防災計画第2章第7節第3「要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備」の規定に基づき、必要な支援等を行うとともに、特に広域避難の検討に当たっては、医療機関や社会福祉施設における避難先施設の確保について、必要な調整を行う。

3 関西広域連合における考え方

関西広域連合の「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」における「避難

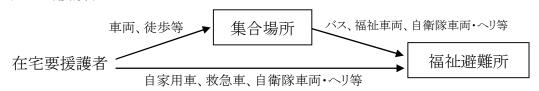
行動要支援者の広域避難」の基本パターンは次のとおりであり、要配慮者の特性に応じて、①迅速な避難の実施、②移動によるリスクの軽減の双方の観点から、広域避難先の調整・避難手段の確保など十分な準備を行う必要があるとされている。

a) 社会福祉施設入所者 · 通所者



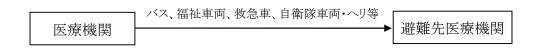
※社会福祉施設通所者については、時間的に余裕のない場合等を除き、避難準備指示等が発出された段階で通所施設から帰宅し、避難指示の発令後、自宅等からの避難を行う。

b) 在宅要援護者



- ※介助する家族等がいるかどうかで異なる扱いを検討する必要がある。
- ※心身の状況により社会福祉施設等への緊急入所や医療機関への入院等の措置 が必要な在宅要援護者については、当該措置を講じる。

c) 医療機関等入院患者



第9章 費用負担

広域避難の受入れその他被災者支援に係る費用については、最終的に避難先 府県・市町村の負担とならないことを原則とする。今後、国に対し、原子力事 業者への求償方法の具体化や災害救助法の適用等国による費用負担のあり方 の具体化を求める。

第10章 UPZ外の地域への対応

UPZ外の地域において広域避難や屋内退避等の防護措置の実施が必要となった場合、県は、当該地域を含む市町と連携の上、市町の地域防災計画等と整合を図りながらこの計画に準じて必要な対策を講じることとする。

第11章 関西広域連合の「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」との関係 県域を越える広域避難について、この計画に記載のない事項は、関西広域連 合の「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」に基づき対応することとする。

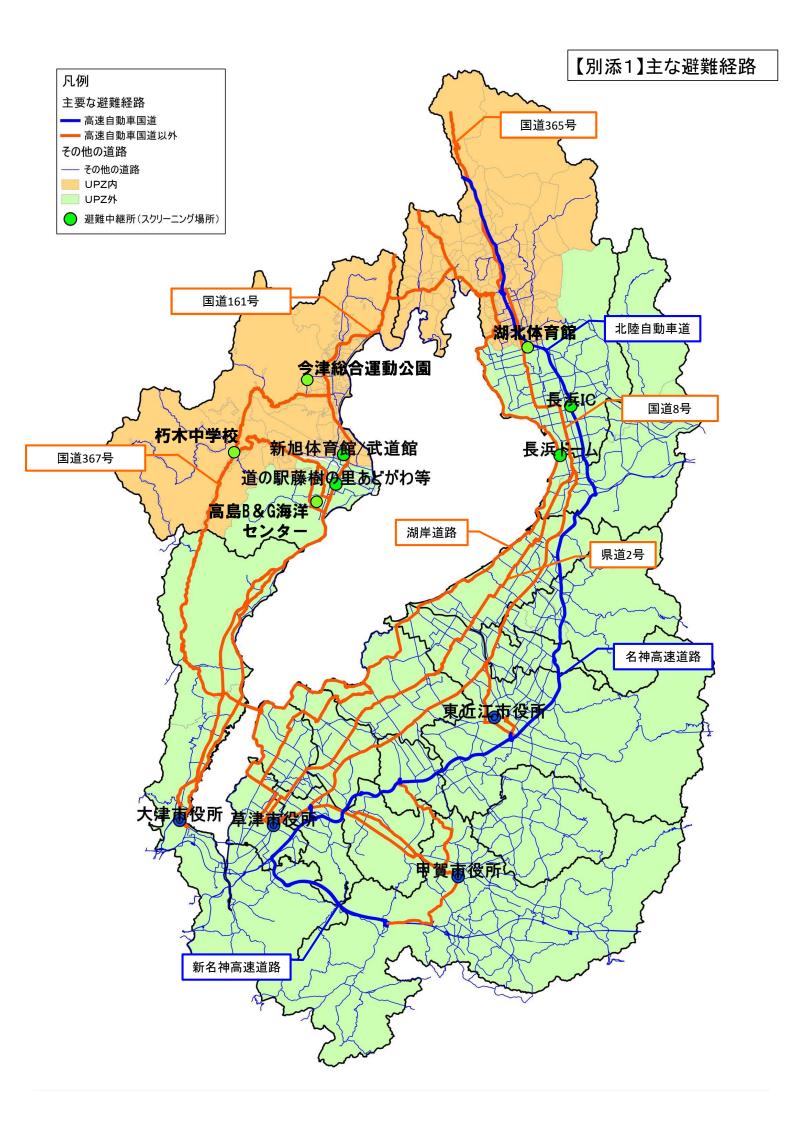
第12章 広域避難計画の見直し

県は、原子力災害対策指針の改定や新たな方針の決定など、様々な状況の変化に対応して、随時この広域避難計画の見直しを行い、内容の充実を図るものとする。



母なる湖・琵琶湖。 -あずかっているのは、滋賀県です。

> 平成26年3月 作成 平成29年3月 修正 平成30年3月 修正 令和4年4月 修正



避難え	元府県名	滋賀県					ı		1	1					1
			避難元					集合場所		避難中継所(スクリーニンク゛ホ゜イント)		1	避難先	
市町名	地区名		地区名		地区名		名称	所在地	避難経路	名称	所在地	府県名	市町村名		避難所
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口 247			E Your L VE YOU JUST D					名称	所在地
					しもやまだ	108		長浜市小谷丁野町	県道265号→国道8号→北陸自 動車道(長浜IC)→名神高速道路 →京滋バイパス→第二京阪道路						
			小谷	991	かたまた	97	が合小学校	524	⇒近畿道⇒阪神高速(14号松原 線 駒川出口)⇒南港通(府道5						
	湖北町	1,589			おだにょうの 小谷丁野	539			号)⇒あびこ筋(府道28号)	湖北体育館	長浜市湖北町速水				
	19712	2,			小谷「野」 ようかいち 八日市	254			県道265号→国道8号→北陸自		1210				
			速水	598	大日川 あおな 青名	200	はやみ しょうがっこう 速水小学校	長浜市湖北町速水 2561-1	動車道(長浜IC)⇒名神高速道路 ⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路						
			迷水	300	再名 ねこぐち 猫口	144		2001	⇒近畿道⇒阪神高速(14号松原線 駒川出口)⇒南港通(府道5号)⇒あびご筋(府道28号)						
					猫口 はっぱま 塩津浜	417			77 - 60 C Cm/ (11) 12 20 77			1			
					温洋供 関やま 祝山	110		長浜市西浅井町塩津	国道303号→国道8号→北陸自 動車道(長浜IC)→名神高速道 路→京滋バイパス→第二京阪道						
					やのなお	235	にしまざい ちゅうがっこ 西浅井中学校	中312	路→近畿道→阪神高速(14号松 原線 駒川出口)→南港通(府道5						
					つきで 月出	20			号)⇒あびこ筋(府道28号)						
			はおっ塩津	1,710	oesh 野坂	101									東住吉区長居公
長浜市			塩准	1,710	塩津中	145			国道8号→北陸自動車道(長浜I			大阪府	大阪市A	長居公園	園1-23
					余	329	しおっ しょうがっこう 塩津小学校	長浜市西浅井町塩津 中41	△→用一只阪退路→近畿退→阪						
					集福寺	147	温津小字校	1 11	神高速(14号松原線 駒川出口) ⇒南港通(府道5号)⇒あびこ筋 (府道28号)						
					でかけ 沓掛	116			(内) 但20 万)		長浜市湖北町速水			避難所へ	所」とは、各 の移送を行う
	西浅井町	3,680			横波	90				湖北体育館	1210			村が設置で	避難先市町 するものをいう
					大浦	750 112								が同一の地	
					はたべれ	245									所から各避難 軽難先市町村
					やまだ山田	85		長浜市西浅井町大浦	国道303号→国道8号→北陸自 動車道(長浜IC)→名神高速道	るが、施設の被害 に応じて計画記載	継所を第一候補とす 状況や災害の状況 なの他の施設での設			10.27	
			水原	1,970	にしあざい おやま 西浅井小山	67	がはらしょうがっこう 永原小学校	167	路⇒ 兄畿 八 イハ △ → 弗 一 兄 阪 垣 路 ⇒ 近 畿 道 ⇒ 阪 神 高 速 (14 号 松	置も検討する。					
					山門	201			原線 駒川出口)→南港通(府道5号)→あびこ筋(府道28号)						
					中	110									
					しょう 庄 くろやま	318									
		_		_	黒山	82									
	計	5,269		5,269											

避難	元府県名	滋賀県													
			避難元				1	集合場所	VII. ### 647 D.F.	避難中継所()	スクリーニンク [*] ホ [°] イント)		ı	避難先	- 10+ ##
市町名	地区名(旧市町村名)	·1 人口	地区名(小学校区)	人口	地区名 (自治会区)	人口	名称	所在地	避難経路	名称	所在地	府県名	市町村名	型点 名称	☑ 避難所
	(Inflatina)	<u> </u>	(小子校区)	ΛI	市場区	394								11 17	17111115
					うえのく 上野区	111	くつき ちゅうがっこう 朽木中学校	高島市朽木							
					のじい、野尻区	64	17/17/	市場1055							
					おやまえぼうく 宮前坊区	147			_						
					じはらく地子原区	53									
					シェントルト 芸術な 雲洞谷区	71									
			くつき ひがし 朽木東		おおのく 大野区	52									
			竹不果 いがっこう 小学校	1,366	がるかわく古川区	52									
					いわせく	118	くつき こうみんかん 朽木公民館	高島市朽木 市場792							
					あそく 麻生区	68		111777102							
	朽木	1,437			きじやまく 木地山区	13									
					かせく相区	42				【美浜発電所発災時、 美浜•大飯発電所同時	【美浜発電所発災時、美 浜大飯発電所同時発災 時】				
1					あらかわく 荒川区	95			国道161号→名神高速道路→第	発災時】 高島B&G海洋セン	高島市宮野1516				鶴見区
高島市					あらかわそうだく 荒川惣田区	86			二京阪道路(門真IC)	9-	【大飯発電所発災時】	大阪府	大阪市B	鶴見緑地	緑地公園2-163
					のうげく 能家区	9	くつき こうみんかん	高島市朽木		【大飯発電所発災時】 高島市今津総合運動 公園	高島市今津町日置前 3110				
					くかばらく 桑原区	12	くつき こうみんかん 朽木公民館	市場792							
			くつき に 朽木西	71	對域(却向於() 針烟区 (小人谷)	20									
			い学校	71	はりはたく (なかまき) 針畑区 (中牧)	4	くつき にし 朽木西	高島市朽木							師」とは、各 の移送を行う
					對(本((\$5*) 針烟区 (古屋)		小学校	中牧187							避難先市町 するものをいう
					おいすぎく 生杉区	16				※記載の避難中するが、施設の	P継所を第一候補と 被害状況や災害の 画記載の他の施設 する。			(拠点避難 同一の場 _で	(新と避難所が (分あり)。
		·曇川町 1,002 ^{きゅ} 旧			いもこがく 下古賀区	264				での設置も検討	声に取り他の他設する。			拠点避難がない。	近から各避難 発難先市町村 5。
					かみこがく 上古賀区	319								73-11912 9 1	٥٥
	安曇川町		きゅうろせ しょうがっ 旧広瀬小学	1,002	ながお 長尾区	140	きゅかろせ しょうがっこう 旧広瀬小学校	高島市安曇川町 下古賀1182							
	安曇川町 1,002	稜	1,002	なかのじちかい 中野自治会	179										
					びわこ台住民自治会	56									
					たいさんじく 泰山寺区	44	をがわ そうご たいべかん 安曇川総合体育館	高島市安曇川町 田中630-1							

避難	元府県名	滋賀県	\n+++-					# A 18 = 7		VII 4411 _ L _ A-1-	(/a.b.) _ \ L° L° \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \			ND######	
	地区名	1	避難元 地区名	2.9	地区名	. 3	1	集合場所	避難経路	選難中継所	・(スクリーニンク゛ホ゜イント) 			避難先拠点	辞難所
市町名	(旧市町村名)	' 人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口	名称	所在地	D红天社小士 JCT	名称	所在地	府県名	市町村名	名称	所在地
			(17)	7 111	いのくちく	223									77 E S
			しんあさみなみ		あんようじく 安養寺区	604	しんあさいなみしょうがっこ 新旭南	高島市新旭町							
			LABSBOAR 新旭南 Lajbroこう 小学校	3,022	またばたぐじちかい 北畑区自治	705	小学校	新庄853							
					会 約64の4 藁園区	1, 490	しんあきないいくかん 新旭体育館	高島市新旭町 旭818							
					こうつくじちかい 木津区自治会	228	WINE H- H M)巴818							
					おかく 岡区	233									
					ひづめく	103	しんあさきた 新旭北	高島市新旭町							
					いかがわく五十川区	364	小学校	饗庭26							
					***** 米井区	87									
					こうつ みやのみなみ じらかい 木津宮ノ南自治会	30									
					つじまかくじちかい 辻沢区自治会	209									
高島市	新旭町	8,397			今市区	411			国道161号→名神高速道路→第 二京阪道路(門真IC)	高島B&G海洋セン	高島市宮野1516	大阪府	大阪市B	鶴見緑地	鶴見区
					平井区	724			一	2				「拠点避難所	緑地公園2-163
			新旭北	5,375	たいく 田井区	85								避難所への拠点として過	移送を行う
			小学校	3,515	森区	717	こせい ちゅうがっこう 湖西中学校	高島市新旭町 北畑564-2		DAZ = deb - Del della					所と避難所が
					堀川区	416		76,44304 2		※記載の避難 するが、施設の 状況に応じて言	中継所を第一候補と 被害状況や災害の +画記載の他の施設 すする。			同一の場合拠点避難所所をは、避りが移送する。	
					やまがたく山形区	114				での設置も検討	すする。			が移送する。	un
					霜降区	209									
					レインボータウン自治会	78									
					ウッディーパーク自治会はりえく金十江区	608			<u> </u>						
							ا جائب ا								
					深溝区自治会		静里なのはな る。 園	高島市新旭町藁園 2305							
					きた。まちじちかい やわらぎ北の町自治会	71 62	KT								
	-1				湖畔の郷自治会	02									
	計	10,836		10,836											

避難え	元府県名	滋賀県	VD+## —					+ A 10-2	T	10++44 -1 - Abb == (-	E11 - 1 E*1 ° (1 1)			75+## #L	
	地区	乞 1	避難元 地区名	2.9	地区名	. 3	}	集合場所 	避難経路	避難中継所(人	クリーニング・ホ°イント) 			避難先	避難所
市町名	(旧市町村名)		(小学校区)	人口	(自治会区)	人口	名称	所在地	及红头此小工正口	名称	所在地	府県名	市町村名	名称	所在地
					きのもと 木之本 せんだ 千田	1,688 398			国道303号→国道8号→北陸自動 車道(長浜IC)→名神高速道路→ 京滋バイパス→第二京阪道路→近 畿道→阪和道(松原IC)→中央環 状線→府道31号線→金岡公園体 育館					金岡公園体育館	北区長曽根町 1179番地の18
			きのもと 木之本	4,139	くろだ 黒田	904	きのもと しょうがっこう 木之本小学校	長浜市木之本町木之 本685-1	国道303号→国道8号→北陸自動 車道(長浜IC)→名神高速道路→ 京滋バイパス→第二京阪道路→近						
					田部	131			畿道⇒阪神高速13号東大阪線⇒ 阪神高速1号環状線⇒阪神高速15 号堺線(住之江出口)⇒国道26号 線⇒府道195号線⇒大浜体育館					大浜体育館	堺区大浜北町5 丁7番1号
					廣瀬	1,018									
長浜市	木之本町	4,715			にしやま 西山	177				湖北体育館	長浜市湖北町速水 1210	大阪府	堺市		
			いかって、	570	たい田居	127	いか、ぐ、しょうがっこう	長浜市木之本町大音		※記載の避難中組 るが、施設の被害 に応じて計画記載 置も検討する。	新を第一候補とす 状況や災害の状況 の他の施設での設			えばらおいけたいいくかん	西区家原寺町1
			use e 伊香具	576	et set 北布施	130	は、くいがいる	1114	第二京阪道路→近畿道→阪和道 (堺IC)→府道61号線→府道28号 線→家原大池体育館					家原大池体育館 「拠点避難所 避難点として谐 拠点を置す (拠点避難所 同一の場合2	多送を行う 難先市町 5ものをいう ら避難所が
					shr ta 赤尾	142								拠点避難所が が移送する。	から各避難
	計	4,715		4,715											

避難	元府県名	滋賀県													
			避難元				1	集合場所		避難中継所(2	スクリーニンク [*] ホ [°] イント)			避難先	
市町名	地区名	1	地区名	12	地区名	3	名称	所在地	避難経路	名称	所在地	府県名	市町村名	拠点i	壁難所
111 11 12	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口	11 11/1	7711176		71 17/	7711115	мжч	111411111	名称	所在地
			才楽の		かねいばら 金居原 *ぎの 杉野	252	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	長浜市木之本町杉野	国道303号→国道8号→北陸 自動車道(長浜IC)→名神高速 道路→京滋バイパス→第二京		長浜市湖北町速水			泉大津市立総合体育館	
長浜市	木之本町	414	rgo 杉	414	すぎもと 杉本	52	Li35pp3tr2c3 小中学校	489	阪道路⇒近畿道⇒阪和道⇒堺 泉北道路(綾園出口)⇒国道26 号線	※記載の避難中 るが、施設の被害	1210 継所を第一候補とす 唇状況や災害の状況 載の他の施設での設	大阪府	泉大津市	「拠点避難 避難所への 拠点として)	所」とは、各 移送を行う 壁難先市町 つるものをいう
					8₹4 音羽	10								が同一の場	
	計	414		414											

避難	元府県名	滋賀県													
			避難元				1	集合場所		避難中継所()	スクリーニンク [*] ホ°イント)			避難先	
市町名	地区名	3 1	地区名	i2	地区名	3	名称	所在地	避難経路	名称	所在地	府県名	市町村名	拠点	證難所
בר נשנוו	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口	10 fth	かれた		10 175	加工地	加木石	ברניד נשנוי	名称	所在地
長浜市		人口 1,009		1,009	おおみ大見がわい	31	たがきしょうかっこう高時小学校		国道303号→国道8号→北陸自 動車道(長浜IC)→名神高速道路 →京滋バイバス→第二京阪道路 →近畿道→阪和道(岸和田和泉I C)→光明池春木線→和泉中央線	湖北体育館 ※記載の避難中組 るが、施設の被害	長浜市湖北町速水 1210 を所を第一候補とす 状況や災害の状況 の他の施設での設			和泉シティプラザ 「拠点避難所 避難点としての 拠点としてする (拠点避難所 が同一の場合	いぶき野5丁目4-7 7 」とは、各 3送を行う 難先市町 ものをいう と避難所 おり)。
					きのもとこやま木之本小山	91								拠点避難所が 所へは、 が移送する。	ら各避難 先市町村
	計	1,009		1,009											

避難	元府県名	滋賀県					•								
			避難元					集合場所		避難中継所(2	スクリーニンク [*] ホ [°] イント)			避難先	
市町名	地区名	名1	地区名	፭ 2	地区名	含3	- 名称	所在地	避難経路	名称	所在地	府県名	市町村名	拠点i	壁難所
III III A	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口	10 17小	別1年地		石柳	別狂地	州乐石	川川町で	名称	所在地
長浜市	木之本町	315	vo	315	*************************************	315	いか く しょうがっこう 伊香具小学校	長浜市木之本町大音 1114	国道8号→北陸自動車道 (長浜IC)→名神高速道路 →京滋バイパス→第二京阪 道路→近畿道→阪神高速 (13号東大阪線→16号大阪 港線→4号湾岸線浜寺出 口)→府道29号線 臨海道 路)高石出口→府道204号 線(堺阪南線)		長浜市湖北町速水 1210 所を第一候補とす 元紀や災害の状況 他の施設での設	大阪府	高石市	よりで記録を 市立総合体育館 「拠点産難所への 拠点とし置す (拠点・選単が が同一の 拠点はより がに同の がにはない。 がは、 がのでする。	移送を行う 整難先市町 るものをいう 所と避難所 合あり)。
	計	315		315											

避難	元府県名	滋賀県													
			避難元				1	集合場所		避難中継所(2	スクリーニンク [*] ホ [°] イント)			避難先	
市町名	地区名	፭ 1	地区名	3 2	地区名	፭ 3	名称	所在地	避難経路	名称	所在地	府県名	市町村名	拠点過	壁難所
בר נשנוו	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口	口你	MITIE		11 17	が在地	小东石	וויין וייין די	名称	所在地
長浜市	木之本町	59	いか 伊香具	59	は4036 飯浦 ***ない。 いまない。 とまるい。 とまるい。 とまるい。 とまるい。 とまるい。 とまるい。 とまる。 とまない。 とまる。 とまる。 とまる。 とまる。 とまる。 とまる。 とまる。 とまる	22	いかくしょうがっこう伊香具小学校	長浜市木之本町大音 1114	国道8号→北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス→第二京阪道路⇒近畿道 ⇒阪神高速(13号東大阪線→16号大阪港線→4号湾岸線岸和田北IC)⇒府道40号線(磯上南交差)→府道204号線	湖北体育館	長浜市湖北町速水 1210 所を第一候補とす 大況や災害の状況 ひ他の施設での設	大阪府	忠岡町	忠岡町文化会館 「拠点避難所への移換点としてする」でする 「拠点の移換点ととのでする」が同一の場合は、避難がある。	」とは、各 多送を行う 離先市町 ものをいう と避難所 (あり)。
	計	59		59											

避難	元府県名	滋賀県													
			避難元					集合場所		避難中継所((スクリーニンク [*] ホ [°] イント)			避難先	
+ 11- 47	地区名	፭ 1	地区名	42	地区名	ጟ3	D ∓h	== + + +	避難経路	A III	=r /- 114	広 坦力	+m+++#	拠点流	壁難所
市町名	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口	- 名称	所在地		名称	所在地	府県名	市町村名	名称	所在地
長浜市	高月町	1,727	たかっき 高 月	1,727	な高高	1,727	たかつきしょうがっこう 高月小学校	長浜市高月町高月 738	国道8号→北陸自動車道(長浜IC)→名神高速道路→京滋バイペス→第二京阪道路→近畿道(八尾IC)→中央環状線→主要地方道大阪港八尾線5号線→府道八尾道明寺線174号線		長浜市湖北町速水 1210 <u>*</u> 所を第一候補とす 状況や災害の状況 の他の施設での設	大阪府	八尾市	八尾市立総合合体 「拠点点避難所への 地点として過 村が設置難 対が記避難が が同一避れる がである。 がである。 ができない。 はできない。 はでをない。 はでをない。 はでをない。 はでをない。 はでをない。 はでをない。 はでをない。 はでをない。 はでをない。 はでをない。 はでをない。 はで	1とは、各 多送を行う 難先市町 5ものをいう と避難所 合あり)。
	計	1,727		1,727											

避難	元府県名	滋賀県													
			避難元				:	集合場所		避難中継所()	スクリーニンク゛ホ゜イント)			避難先	
市町名	地区名	3 1	地区名	12	地区	名3	名称	所在地	避難経路	名称	所在地	府県名	市町村名	拠点:	避難所
בר נשנוו	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口	11 17	77111256		10 171	17111126	州禾石	111 111 111 111	名称	所在地
長浜市	高月町	407	たかつき 高月	407	*馬 *上	407	たかつきしょうがっこう高月小学校	長浜市高月町高月 738	国道8号→北陸自動車道(長浜IC)→名神高速道路→京滋バイパス→第二京阪道路→近畿道→西名阪自動車道(藤井寺IC)→府道12号/堺大和高田線)→国道170号→25号	湖北体育館 ※記載の避難中継 るが、施設の被害状 に応じて計画記載の 置も検討する。	長浜市湖北町速水 1210 所を第一候補とす 況や災害の状況 他の施設での設	大阪府	柏原市	(拠点避難) 同一の場合	移送を行う 避難先市町 るものをいう 所と避難所が
	計	407		407											

避難	元府県名	滋賀県													
			避難元				:	集合場所		避難中継所(2	スクリーニンク [*] ホ [°] イント)			避難先	
市町名	地区名	1	地区名	3 2	地区名	3	名称	所在地	避難経路	名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所	
巾叫石	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口	石孙	が生地		石砂	が往地	府宗石	中町刊石	名称 所在地	p p
			いなが富水	213	たかの高	213	とみなれょうがっこう 富永小学校	長浜市高月町井口 160	国道8号⇒北陸自動車道(長浜 IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道 ⇒阪神高速(13号東大阪線 水走出口)⇒大阪外環状線						
					かしはら 柏原	869									
					どうがんじ 渡岸寺	250			国道8号→北陸自動車道(長浜						
			たかつき 高月	2,788	おちかわ 落川	384	たかつきしょうがっこう	長浜市高月町高月	国道8万→北陸日動単道(長供 IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイ パス⇒第二京阪道路⇒近畿道						
			同刀		森本	230	同万小子仪	738	⇒阪神高速13号東大阪線(水 走出口)⇒大阪外環状線						
長浜市	高月町	3,383			学根	636					長浜市湖北町速水 1210	大阪府	東大阪市	多目的芝生広場 松原南1丁目	月1番
					東阿閉	419								「拠点避難所」とは、各 避難所への移送を行う	
			- [[]	157	くまの 熊野	157	こほり しょうがっこう 古保利小学校	長浜市高月町西柳野 38	国道8号⇒北陸自動車道(長浜 IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス→第二京阪道路⇒近畿道 ⇒阪神高速13号東大阪線(水走出口)⇒大阪外環状線	※記載の避難中継 るが、施設の被害は に応じて計画記載 置も検討する。	所を第一候補とす 大況や災害の状況 り他の施設での設			拠点として避難先市町 村が設置するものをいう (拠点避難所と避難所 が同一の場合あり)。 拠点避難所から各避難 所へは、避難先市町村 が移送する。	É
			wate 七郷	225	たかつきひがしたかだ。高月東高田	124	ななさとしょうがっこう	長浜市高月町唐川 248	国道8号⇒北陸自動車道(長浜 IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイ パス⇒第二京阪道路⇒近畿道						
			七郷	223	rltoベ 西物部	101	七郷小字校	210	→阪神高速13号東大阪線(水 走出口)→大阪外環状線						
	m 1	3,383		3,383											

避難	元府県名	滋賀県													
			避難元					集合場所		避難中継所(.	スクリーニング・ホ゜イント)			避難先	
市町名	地区名	1	地区名	12	地区名	ጟ3	名称	所在地	避難経路	名称	所在地	府県名	市町村名	拠点i	壁難所
II) M) 4	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口	42 1/1/1	7月11年地		12 17	別在地	州乐石	印刷价值	名称	所在地
長浜市	高月町	675	高いなが、水が水が、	675	教育 特	106	とみながしょうがっこう 富永小学校	長浜市高月町井口160	国道8号→北陸自動車道(長浜 IC)→名神高速道路→京滋バイ パス→第二京阪道路→近畿道→	湖北体育館	長浜市湖北町速水	大阪府	富田林市	市民総合体育館	拳山台4-1
			田小		を発売	137	田小小子収		阪和自動車道⇒南阪奈道路(羽 曳野IC)⇒国道170号(外環状 線)	※記載の避難中継 るが、施設の被害* に応じて計画記載 置も検討する。	犬況や災害の状況			「拠点避難 避難所への 拠点としてご	所」とは、各 の移送を行う 壁難先市町 つるものをいう 所と避難所
					abontii 雨森	389								拠点避難所所へは、避が移送する	行から各避難 難先市町村 。
	計	675		675											

避難	元府県名	滋賀県													
			避難元					集合場所		避難中継所(2	スクリーニンク゛ホ゜イント)			避難先	
市町名	地区名	፭ 1	地区名	12	地区名	≧ 3	名称	所在地	避難経路	名称	所在地	府県名	市町村名	拠点過	 壁難所
בר נשנוו	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口	11 fth	加生地		10 177	かれエルビ	州东石	בר נידי נשינוי	名称	所在地
長浜市	高月町	764	とみなが富	764	いかくき 井口 たかくきおやま 高月尾山	691	とみながしようがっこう富永小学校	長浜市高月町井口 160	国道8号→北陸自動車道(長浜IC)→名神高速道路→京滋バイバス→第二京阪道路→近畿道→阪和道(美原南IC)→国道309号→国道170号	湖北体育館	長浜市湖北町速水 1210 所を第一候補とす 大況や災害の状況 つ他の施設での設	大阪府	河内長野市	市民総合体育館「拠点所へで選手を持ちたい。」「拠点所では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	」とは、各 多送を行う 難先市町 ちものをいう と避難所 合あり)。
	∄ +	764		764											

避難	元府県名	滋賀県													
			避難元				\$	集合場所		避難中継所(スクリーニング・ホ゜イント)			避難先	
市町名	地区名	4 1	地区名	12	地区名		名称	所在地	避難経路	名称	所在地	府県名	市町村名	-	避難所
11314171	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口	-11 10	M E Z		- <u>1</u> 10	771 12.26	אין אול יוו	the 1111	名称	所在地
長浜市	高月町	831	は保料	831	UML to tee on 東柳野	341	c. [ξ. 9] (L&3)*/~C33 古保利小学校		国道8号→北陸自動車道(長浜IC)→名神高速道路→京滋バイパス→第二京阪道路→近畿道 →東大阪JCT阪神高速13号東大阪市線→東船場JCT阪市高速環状1号線→阪市湾速14号松原線(三宅出口)→国道309号線	湖北体育館	長浜市湖北町速水 1210	大阪府	松原市	松原市市民体育館	田井城1-1-37
					たかつぎにしの 高月西野 がたやま 片山	286				るが、施設の被害	上 生所を第一候補とす 状況や災害の状況 の他の施設での設			避難所への 拠点として 村が設置す (拠点避難 が同一の場	
	計	831		831											

L	避難え	元府県名	滋賀県							1						
				避難元					集合場所		避難中継所(2	スクリーニング゛ホ゜イント)			避難先	
	市町名	地区名	1 1	地区名	i2	地区名	3	名称	所在地	避難経路	名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避	難所
	中则石	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口	石孙	所往地		石孙	所往地	府宗石	中町利石	名称	所在地
						からかわ 唐川	325									
	長浜市	高月町	804	societe 七鄉	804	€€** 横山	153	ななきとしょうがっこう 七郷小学校	長浜市高月町唐川 248	国道8号⇒北陸自動車道 (長浜IC)→名神高速道路 →京滋バイパス→第二京阪 道路→近畿道(松原IC)→ 府道2号→府道31号→府 道188号	砌北1年育路	長浜市湖北町速水 1210	大阪府	羽曳野市	総合スポーツセンターはびきのコロセア」 ム 「拠点避難所、の移 拠点として避 拠点として避	」とは、各 送を行う
						ひがはのべ 東物部	326				るが、施設の被害に応じて計画記載 置も検討する。	断を第一候補とす 状況や災害の状況 の他の施設での設			村が設置する (拠点避難所が同一の場合 拠点避難所が所へは、避難が移送する。	ものをいう と避難所 あり)。
		計	804		804											

避難	元府県名	滋賀県					•								
			避難元					集合場所		避難中継所()	スクリーニング゛ホ゜イント)			避難先	
市町名	地区名	1	地区名	42	地区名	፭ 3	│ - 名称	所在地	避難経路	名称	所在地	府県名	市町村名	拠点過	證難所
II) M) 4	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口	10 柳	別在地		4170	別11年地	州东石	111111111111111111111111111111111111111	名称	所在地
長浜市	高月町	296	なき	296	og野	296	なないがっこう 七郷小学校	長浜市高月町唐川 248	国道8号→北陸自動車道(長 浜IC)→名神高速道路→京滋 バイパス→第二京阪道路→近 畿道→西名阪自動車道(藤井 寺IC)→府道12号(堺大和高 田線)→国道170号		長浜市湖北町速水 1210 継所を第一候補とす 状況や災害の状況 なの他の施設での設	大阪府	藤井寺市	(拠点避難) が同一の場	所」とは、各 移送を行う 整難先市町 るものをいう 所と避難所 合あり)。 から各避難 維先市町村
	計	296		296											

避難	元府県名	滋賀県													
			避難元				\$	集合場所		避難中継所()	スクリーニング・ホ゜イント)			避難先	
市町名	地区名	4 1	地区名	32	地区名	ጟ3	名称	所在地	避難経路	名称	所在地	府県名	市町村名	拠点:	避難所
111417	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口	1117	77111115		11 11/1	7711128	州禾石	1114111111	名称	所在地
長浜市	高月町	348	古保利	348	に西阿開	348	古保利小学校		国道8号→北陸自動車道(長浜IC)→名神高速道路→京滋バイパス→第二京阪道路→正畿道 →阪和道(美原北)→府道36号 →国道309号→府道森屋狭山 線→国道310号		長浜市湖北町速水 1210 - 所を第一候補とす 大況や災害の状況 の他の施設での設	大阪府	大阪狭山市	大阪狭山市立総では、大阪狭山市が上ででは、一大では、大阪狭山市が、大阪狭山市が、地域で、大阪地域で、大阪地域で、大阪地域で、大阪地域で、大阪狭山が、大阪狭山が、大阪が、大阪が、大阪が、大阪が、大阪が、大阪が、大阪が、大阪が、大阪が、大阪	248番地 「」とは、各 多送を行う 難先市町 ものをいう と避難所 合あり)。
	計	348		348											

避難	元府県名	滋賀県													
			避難元				身	集合場所		避難中継所(ス	、クリーニンク゛ホ゜イント)			避難先	
+ m- <i>t</i> z	地区名	1	地区名	32	地区名	ጟ3	D ∓h	== + + +	避難経路	D III	=C /- 14	広 旧 4	+m+++#	拠点	避難所
市町名	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口	- 名称	所在地		名称	所在地	府県名	市町村名	名称	所在地
長浜市	高月町	116	c ERY利	116	西柳野	116	古保利小学校	長浜市高月町西柳野 38	国道8号→北陸自動車道 (長浜IC)→名神高速道路 →京滋バイパス→第二京 阪道路→近畿道→阪和道 →南阪奈道路(羽曳野東I C)		長浜市湖北町速水 1210 所を第一候補とす に況や災害の状況 ひ他の施設での設	大阪府	太子町	万葉ホール 「拠点に避難にの 避難たと設計でで、 村がに、 村がに、 がでは、 がでする。 が移送する。	移送を行う 全難先市町 るものをいう 所と避難所 合あり)。 から各避難 維先市町村
	計	116		116											

避難	元府県名	滋賀県													
			避難元					集合場所		避難中継所()	スクリーニンク゛ホ゜イント)			避難先	
市町名	地区名	<u>3</u> 1	地区名	3 2	地区名	3 3	- 名称	所在地	避難経路	名称	所在地	府県名	市町村名	拠,	点避難所
II) III) 1	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口	石が	加工吧		石 柳	加红地	州乐石	川川竹竹石	名称	所在地
長浜市	高月町	95	なさと 七郷	95	たかつき ふせ 高月布施	95	ななきとしょうがっこう七番小学校	長浜市高月町唐川 248	国道8号→北陸自動車道(長浜IC)→名神高速道路→京滋バイパス→第二京阪道路→近畿道→阪和自動車道→南阪奈道(羽曳野)→府道27号線		長浜市湖北町速水 1210 *所を第一候補とす 状況や災害の状況 の他の施設での設	大阪府	河南町	避難所へ 拠点とし 村が設置 (拠点避 が同一の	白木1257-1 離所」とは、各 の移送を行う で避難先市町 けするものをいう 離所と避難所 場合あり)。 経離先市町村
	計	95		95											

避難	元府県名	滋賀県										_			
			避難元				\$	集合場所		避難中継所()	スクリーニング゙ポイント)			避難先	
市町名	地区名	<u>3</u> 1	地区名	3 2	地区名	≧3	名称	所在地	避難経路	名称	所在地	府県名	市町村名	拠点i	 壁難所
中则名	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口	4 4 4	所任地		石 柳	所任地	析乐石	印则创石	名称	所在地
長浜市	高月町	105	。 告保利	105	LIT ON STATE OF STAT	59	古保利小学校	長浜市高月町西柳野 38	国道8号→北陸自動車道(長浜IC)→名神高速道路→京滋バイパス→第二京阪道路→近畿道 →阪和道(美原北IC)→国道 309号→府道705号	湖北体育館 ※記載の避難中継 るが、施設の被害 に応じて計画記載 置も検討する。	長浜市湖北町速水 1210 所を第一候補とす 大沢や災害の状況 の他の施設での設	大阪府	siz*\ * *********************************	避難所への 拠点として 村が設置す (拠点避難 が同一の場	所」とは、各)移送を行う 避難先市町 一るものをいう 所と避難所
	計	105		105											

避難	元府県名	滋賀県													
			避難元				:	集合場所		避難中継所(スクリーニング・ホ゜イント)			避難先	
市町名	地区名	<u>3</u> 1	地区名	12	地区名	፭ 3	名称	所在地	避難経路	名称	所在地	府県名	市町村名	拠点	避難所
中町石	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口	石柳	所在地		石 柳	所在地	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	中町利石	名称	所在地
長浜市	余呉町	995	に余	995	がなら ない。 ないのでう郷	134 382 479	かがゆまか 旧鏡 師 かかかごう 中学校		国道365号→国道8号→北陸自 動車道(長浜IC)→名神高速道 路→京波×イバス→第二京阪道 路→近畿道→阪神高速阪神高 速(13号東大阪線→1号環状線 →15号堺線)→国道26号線		長浜市湖北町速水 1210 株所を第一候補とす 状況や災害の状況 なの他の施設での設	大阪府	岸和田市	避難所への 拠点として 村が設置す (拠点避難 が同一の場	西之内町45番1 房移送を行り下ると変形のを難だったいが 所ととなったのが 所とのを明らるのの のの
	計	995		995											

避難力	元府県名	滋賀県													
			避難元				***	集合場所		避難中継所(スクリーニング・ホ゜イント)			避難先	
市町名	地区名	1	地区名	፭ 2	地区名	፭ 3	名称	所在地	避難経路	名称	所在地	府県名	市町村名	拠点	避難所
בר נשנוו	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口	口你	MITER		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	別任地	加东口	ווייים	名称	所在地
					^{Lもにゅう} 下丹生	80									
長浜市	余呉町	380	だ余呉	380	かみこゆう 上丹生	237	かがみおか 円鏡間 beaがつころ		国道365号→国道8号→北陸 自動車道(長浜IC)→名神高速 道路→京滋バイパス→第二京 阪道路→近畿道→阪和自動車		長浜市湖北町速水 1210	大阪府	貝塚市	総合体育館	畠中1丁目13一
					するすみ 哲墨	16	^{钟沙·5-3} 中学校		道(貝塚IC)⇒府道岸和田牛 滝山貝塚線(40号線)(通称: 貝塚中央線)	※記載の避難中名 るが、施設の被害 に応じて計画記載 置も検討する。	ま所を第一候補とす 状況や災害の状況 め他の施設での設			避難所への 拠点として 村が設置・ (拠点避難	所」とは、各の移送を行う 避難先市町 するものをいう 所と避難所
					*************************************	47								が同一の地点避難が所へは、地方が移送する	易合あり)。 所から各避難 養難先市町村
	計	380		380											

避難	元府県名	滋賀県													
			避難元					集合場所		避難中継所(スクリーニンク゛ホ゜イント)			避難先	
市町名	地区名	፭ 1	地区名	3 2	地区名	3	│ - 名称	所在地	避難経路	名 称	所在地	府県名	市町村名	拠点:	避難所
בר נשנוו	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口	10 175	MITTE		10 17	別任地	加东口	מי נייז נשנוו	名称	所在地
長浜市	余呉町	408	だ余呉	408	だ 以外しの 余呉東野	408	なご 余男 (L356#3がっこう 小中学校	長浜市余呉町中之郷 777	国道365号→国道8号→北陸 自動車道(長浜IC)→名神高速 道路→京滋バイパス→第二京 阪道路→近畿道→阪神高速 (13号東大阪線→16号大阪港 線→4号湾岸線泉佐野南IC)→ 府道29号→国道481号→国道 26号	湖北体育館 ※記載の避難中であるが、施設の被害。 に応じて計画記載 置も検討する。	長浜市湖北町速水 1210 継所を第一候補とす 状況や災害の状況 数の他の施設での設	大阪府	泉佐野市	「拠点避難」 「拠点としてすい。」 「拠点としてすい。」 「対が設置集」が同一の場が同一の場	所」とは、各 の移送を行う 産難先市町 つると避難所 計合あり)。 一部のものを ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	計	408		408											

避難	元府県名	滋賀県													
			避難元				:	集合場所		避難中継所(スクリーニング・ホ゜イント)			避難先	
市町名	地区名	3 1	地区名	32	地区名	፭ 3	名称	所在地	避難経路	Az III-	5C #- 11b	府県名	市町村名	拠,	点避難所
巾叫名	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口	名仦	州任地		名称 	所在地	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	巾町村名	名称	所在地
長浜市	余呉町	310	に余	310	**E	76 234	##90### 旧鏡岡 5#7が5=3 中学校		国道365号→国道8号→北陸 自動車道(長浜IC)→名神高 速道路→京滋バイパス→第二 京阪道路→正畿自動車道→ 阪和自動車道(泉南IC)→府 道63号泉佐野岩出線→国道 26号	湖北体育館 ※記載の避難中常るが、施設の被害に応じて計画記載 置も検討する。	長浜市湖北町速水 1210 継所を第一候補とす 状況や災害の状況 えの他の施設での設	大阪府	泉南市	避難所へ 拠点として 村が設置 (拠点避難 が同一の:	樽井2丁目26番 1号 1号 の移送を行う でするものをいう 進所と避難の ものもの を があり があるもの が が が が が が が が が が が が が が が が が が が
	計	310		310											

避業	並 元府県名	滋賀県								•					
			避難元					集合場所		避難中継所(スクリーニンク゛ホ゜イント)			避難先	
市町名	地区名	3 1	地区名	2	地区名	3 3	名称	所在地	避難経路	名称	所在地	府県名	市町村名	拠点:	壁難所
1 1 1 1 1 1	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口	1 2 175	かりまえ		12 175	MILLE	州东石	בר נידו נשנוו	名称	所在地
					(E+v) 国安	140									
長浜市	余呉町	330	だ 余呉	330	池原	113	を 会具 いようちゅうがっこう 小中学校	長浜市余呉町中之郷 777	国道365号→国道8号→北陸 自動車道(長浜IC)→名神高速 道路→京滋バイパス→第二京 阪道路→近畿道→阪和道(泉 南IC)→府道63号→府道64号	根浜市湖北町速水 大阪府 阪南市 1210 大阪府 下 1210 下 121	阪南市	なりついずみとっとりこうこう 府立泉鳥取高校 「拠点遊難 避難所への 拠点として)	所」とは、各)移送を行う 壁難先市町		
					sate.te 小谷	77				に応じて計画記載 置も検討する。	の他の施設での設			(拠点避難 が同一の場	
		330		330											

避難	元府県名	滋賀県													
			避難元					集合場所		避難中継所(スクリーニング*ポイント)			避難先	
市町名	地区名	1	地区名	42	地区名	3	名称	所在地	避難経路	名称	所在地	府県名	市町村名	拠点:	避難所
בר נשנוו	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口	12 171	かれます。		12 17小	加在地	小水石	רויות ושנוו	名称	所在地
長浜市	余呉町	331	に余	331	な文 (場合) (場合) (場合) (場合) (場合) (場合) (場合) (場合)	74 153	に 呉 県 が中学校	長浜市余呉町中之郷 777	国道365号→国道8号→北陸 自動車道(長浜IC)→名神高速 道路→京滋バイパス→第二京 阪道路→近畿道→阪和道(貝 塚IC)→国道170号	湖北体育館 ※記載の避難中継 るが、施設の被害地に応じて計画記載 では検討する。	長浜市湖北町速水 1210 所を第一候補とす 大況や災害の状況 ひ他の施設での設	大阪府	熊取町	熊取町立総合合体 「ひまわりドーム」 「拠点所と設定が 「拠点所と設定が 「地域がある。 が、点でではずり、 が、点で送する。 が、は送する。	移送を行う 全難先市町 るものをいう 所と避難所 合あり)。 から各避難 維先市町村
	計	331		331											

避難	元府県名	滋賀県													
			避難元					集合場所		避難中継所((スクリーニンク゛ホ゜イント)			避難先	
市町名	地区名	፤ 1	地区名	32	地区名	≧ 3	- 名称	所在地	避難経路	名称	所在地	府県名	市町村名	拠点:	避難所
ם נשנוו	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口	10 17小	かれエルビ		12 7小	加生地	州东石	בר נידי נשינוי	名称	所在地
長浜市	余呉町	36	だ余呉	36	っぱきざか 椿切	36	を ようかぎで 大学校	長浜市余呉町中之郷 777	国道365号→国道8号→北陸自動車道(長浜に)→名神高速道路→京滋バイパス→第二京阪道路→近畿道→阪神高速(13号東大阪線→16号大阪港線→4号湾岸線)→府道泉佐野岩出線	湖北体育館 ※記載の避難中名 るが、施設の被害に応じて計画記載 置も検討する。	長浜市湖北町速水 1210 進所を第一候補とす 状況や災害の状況 の他の施設での設	大阪府	田尻町	田尻町 総合保健福祉センター 「拠点原産」 「拠点があってすい。 「拠点では、 が、は、 が、は、 が、は、 が、は、 が、は、 が、は、 が、は、 が	所」とは、各 移送を行う 整難先市町 るものをいう 所と避難所 合あり)。
	計	36		36											

避難	主元府県名	滋賀県										1			
			避難元				1	集合場所		避難中継所()	スクリーニンク [*] ホ [°] イント)			避難先	
市町名	地区名	1	地区名	12	地区名	3 3	名称	所在地	避難経路	名称	所在地	府県名	市町村名	拠点i	避難所
1 1 4 1	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口	12 17	77171118		12 17	77111215	州禾石	ברנדנשנוו	名称	所在地
長浜市	余呉町	76	に余い	76	*tabit 柳ケ瀬 *theo.hrpts 中河内	49	に会 具 いか中学校	長浜市余呉町中之郷 777	国道365号→国道8号→北陸 自動車道(長浜IC)→名神高 速道路→京滋ペイパス→第二 京阪道路→武施護道→阪神高 速(13号東大阪線→16号大阪 港線→4号湾岸線)→府道63 号線→国道26号線→府道259 号線	湖北体育館 ※記載の避難中継 るが、施設の被害** に応じて計画記載・ 置も検討する。	犬況や災害の状況	大阪府	岬町丁	岬町立町民体育 「拠点点形へでは対点に設定した。 避点が同たし置ががいる。 が同の地がある。 地点が同じ、選ば、対が、では、 がに、では、 がある。 がある。 がある。	所」とは、各 移送を行う 産難先市町 るものをいう 所と避難所 合あり)。
	計	76		76											

避難	元府県名	滋賀県													
			避難元					集合場所		避難中継所(スクリーニンク゛ホ゜イント)			避難先	
市町名	地区名	1	地区名	32	地区名	3	名称	所在地	避難経路	名称	所在地	府県名	市町村名	拠	点避難所
בר נשנוו	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口	1 11/1	7711126		12 17	7711126	小玩工	1114111111	名称	所在地
					かづ く 海津1区	144									
			ひがし マキノ東	912	かっく 海津2区		ひがし マキノ東	高島市マキノ町							
	高島市 マキノ町		小学校	312	がづく 海津3区	208	小学校	海津2384							
					西浜区	433									
高島市		2,023			なかしょうく 中庄区	378		高島市マキノ町 新保887	国道161号→名神高速道路(豊中IC)→府道10号	高島B&G海洋セン ター	高島市宮野1516	大阪府	豊中市	てしまたいいくかん 豊島体育館	服部西町4丁目 12-1
				1,111	大沼区	204	***** マキノ南 いうがっこう 小学校			※記載の避難中 るが、施設の被望 に応じて計画記 置も検討する。	中継所を第一候補とす 実状況や災害の状況 己載の他の施設での設			[#n ,5296;	難所」とは、各
			マキノ南 マキノ南 ^{しょうがっこう} 小学校		グリーンレイク 5ょうない かい 町 内 会	194								避難所へ 拠点として 村が設置 (拠点避難	への移送を行う て避難先市町 仕するものをいう 難所と避難所
					いぼく 新保区	298									り場合あり)。 経所から各避難 避難先市町村 一る。
					はかい自治会	37									
	計	2,023		2,023											

避難え	元府県名	滋賀県								•								
			避難元				1	集合場所		避難中継所()	スクリーニンク [*] ホ [°] イント)			避難先				
市町名	地区名	3 1	地区名	12	地区名3		名称	所在地	避難経路	名称	所在地	府県名	市町村名	拠点	避難所			
ם נשנוו	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口	10 175	加生地		11170	かれた	州东石	ברנית נשנוו	名称	所在地			
					やまなかく 山中区 上もく 下区	73												
高島市	マキノ町	437	emう etc 旧マキノ北 しょうがっこう 小学校	437	^{うらく} 浦区	37	ひがし マキノ東 しょうがっこう 小学校	高島市マキノ町 海津2384	①国道161号⇒名神高速道路 ⇒中国道⇒中国豊中IC(左側 車線)⇒国道176号 ※国道176号線石橋跨線橋 が20tを超える車両通行禁止	高島B&G海洋セン ター	高島市宮野1516	島市宮野1516 大阪府	池田市	てしまのこうえん 豊島野公園	天神1丁目7-1			
								こあらじく 小荒路区	167				※記載の避難中報るが、施設の被害に応じて計画記載 置も検討する。	断を第一候補とす 状況や災害の状況 の他の施設での設			避難所への 拠点としてi	の移送を行う 壁難先市町 つるものをいう 所と避難所
					のぐち 〈 野口区	58								拠点避難所 所へは、避 が移送する	がら各避難 難先市町村 。			
	計	437		437														

避難	元府県名	滋賀県													
			避難元					集合場所		避難中継所()	スクリーニングホペイント)			避難先	
市町名	地区名	፭ 1	地区名2		地区名	4 3	名称	所在地	避難経路	名称	所在地	府県名	市町村名	拠点	壁難所
רוויווו ברווי	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口	12 17/1	7711225		11 11 11	加在地	小木石	ריד ניד נשנוו	名称	所在地
			マキノ西 いうがっこう 小学校	461	^{ひるぐちく} 蛭口区	461									
					っぱく 辻区	39		高島市マキノ町 蛭口601					「拠点避難所 避難所への 拠点としてす 村が設置 (拠点避難所		
高島市	マキノ町	985	がみ マキノ南		もりにしく 森西区	80	マキノ中学校		国道161号→名神高速道路(茨木IC)→国道171号	高島B&G海洋セン ター	高島市宮野1516	大阪府			
			い学校	524	***< 沢区	381				※記載の避難中線 るが、施設の被害 に応じて計画記事 置も検討する。	※記載の避難中継所を第一候補とすが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。			「拠点避難所」とは、各 避難所への移送を行う 拠点として避難先市町 村が設置するものをいう (拠点避難所と避難所 が同一の場合あり)。	
					はこだてだい 箱館第2リッチ ちょうないかし ランド町内会	. 24								拠点避難所所へは、避が が移送する。	から各避難難先市町村
	計	985		985											

避難:	元府県名	滋賀県													
			避難元				1	集合場所		避難中継所(スクリーニング゛ポイント)			避難先	
市町名	地区名	各1	地区名	3 2	地区名	፭ 3	名称	所在地	避難経路	名称	所在地	府県名	市町村名	拠点	壁難所
ם נשנוו	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口	10 17小	加在地		1 2 ተን	別任地	州东口	בר נידי נשינוי	名称	所在地
高島市	マキノ町	79	マキノ レキノかご ルジを校 小学校	79	マキノ・ マロンガーデン マキノ・ じちかい グランデ 目 沿会	57 22	マキノ店 レようがつこう 小学校	高島市マキノ町 寺久保552-1	国道161号→名神高速道路(茨 城IC)→国道171号→(小野原 -栗生間谷)→府道4号線茨木 能勢線	高島B&G海洋セン ター ※記載の避難 するが、施設・	高島市宮野1516 全中継所を第一候補と の被害状況や災害の 計画記載の他の施設 計する。	大阪府	豊能町	「拠点避難所への 拠点として 対が設置す (拠点避難 が同一の場	移送を行う 整難先市町 るものをいう 所と避難所
	計	79		79											

			避難元				1	集合場所		避難中継所(2	〈クリーニンク゛ホ゜イント)			避難先	
+m- #7	地区名	各1	地区名	12	地区名	3	名称	=r /- 14	避難経路	to the	=r +++	広 児 4	+m+++#	拠点:	避難所
市町名	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口	石孙	所在地		名称	所在地	府県名	市町村名	名称	所在地
高島市	マキノ町	44	きゅう 旧マキノ またしょうがっこう 北小学校	44	ありはらく 在原区	44	きゅう きたしょ 旧マキノ北小 ゔがっこありはらぶんこう 学校在原分校	高島市マキノ町 在原506	国道161号→名神高速道路(豊中IC)→阪神高速11号池田線→ 国道173号	高島B&G海洋センター ※記載の避難中継るが、施設の被害が、応じて計画記載ではいます。置も検討する。	高島市宮野1516 所を第一候補とす 沢を災害の状況 か他の施設での設	大阪府	能勢町	避難所への 拠点としてご 村が設置す (拠点避難 同一の場合	 所」とは、各 2移送を行う 避難先市町 つものをいう 所と避難所が
	計	44		44											

避難	元府県名	滋賀県													
			避難元				1	集合場所		避難中継所(スクリーニンク [*] ホ [°] イント)			避難先	
市町名	地区名	1	地区名	32	地区名	3 3	名称	所在地	避難経路	名称	所在地	府県名	市町村名	拠点達	壁難所
III EI EI	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口	1411	7711176		70.10	лиг	719 515-121	thei 1174	名称	所在地
					おおあざしらたに大字白谷	88									
					しらたにちょうじゅえん 白谷長寿苑 ちょうないかい・町内会	43									
					TBVEV 寺久保区	166									
			マキノ西 いうがっこう 小学校	740	いば 石庭区	136	マキノ古 いがつご 小学校	高島市マキノ町寺久 保552-1							
					かみかいでく 上開田区	75									
高島市	マキノ町	1,711			しもかいでく 下開田区	66			国道161号→名神高速道路(吹田		高島市宮野1516	大阪府	吹田市	万博公園駐車場	千里万博公園1
阿加州	(172)	1,711			牧野区	166			IC)⇒中央環状線(池田方面)	ター	间面师日对1010	7(1)2/13	Д		
			ひがし マキノ東		マキノ駅西におかい自治会	127				※記載の避難中線 るが、施設の被難に に応じて計画記載	修所を第一候補とす 状況や災害の状況 の他の施設での設			「拠点避難所 避難所への 拠点として退 村が設置す (拠点避難所	移送を行う 発難先市町 るものをいう 听と避難所
			マキノ東しょうがっこう小学校	624	たかぎはま	497	マキノ土に撃ぶ 単帯修セン	高島市マキノ町蛭口 260-1		置も検討する。				が同一の場拠点避難所所へは、避難が移送する。	から各避難
			***** マキノ南 しょうがっこう 小学校	347	5tu V 知内区	347									
	計	1,711		1,711											

避難:	元府県名	滋賀県													
			避難元				1	集合場所		避難中継所()	スクリーニンク゛ホ゜イント)			避難先	
市町名	地区名	各1	地区名	2	地区名	ጟ3	- 名称	所在地	避難経路	名称	所在地	府県名	市町村名	拠点i	壁難所
III III 1	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口	40 40	加工地		10 f/h	DI 1111	州乐石	1 [1 [1] [1] [1] [1]	名称	所在地
					shits 中浜区	158	いまづ ひがし 今津東コミユニ	高島市今津町							
			いまづ ひがし 今津東	1,906	etclas(北浜区	152	ティーセンター	中沼1丁目4-1							
高島市	今津町	1,938	小学校	1,906	asaaldas< 南浜区	335	たかしましみん かいかん	高島市今津町中沼1丁目3-1	国道161号→名神高速道路(大 山崎IC)→国道171号大阪方面	【美浜発電所発災時、 美浜大飯発電所同時 発災時】 高島B&G海洋セン ター	【美浜発電所発災時、美浜大飯発電所同時発災時】 高島市宮野1516	大阪府	高槻市	市立総合スポー	芝生町4丁目1-
141 (41)	741	1,300			しょうようだいく 松陽台区	1,261	局島巾氏会館	中沼1丁目3-1	行き⇒高槻市役所前交差点⇒ 府道大阪高槻線	公園	高島市今津町日置前 3110	УСРЖИТ	111/0/11	ツセンター 「拠点避難所への ・ 拠点として過	移送を行う
			きゅうほうに旧今津西	32	espoten 途中谷	0	がえんこうとう ECC学園高等	高島市今津町		※記載の避難甲様 るが、施設の被害 に応じて計画記載 置も検討する。	MFで第一候補とす 状況や災害の状況 の他の施設での設			村が設置す (拠点避難所が同一の場	るものをいう 所と避難所 合あり)。
			小学校	32	ts/if/sk 椋川区	32	<u> </u>	椋川512-1						拠点避難所所へは、避が移送する。	離先市町村
	計	1,938		1,938											

避難:	元府県名	滋賀県							1						
			避難元		,			集合場所		避難中継所(スクリーニング・ホ゜イント)			避難先	
市町名	地区名	፭1	地区名	32	地区名	፭ 3	名称	所在地	避難経路	名称	所在地	府県名	市町村名	拠点	避難所
ם- ניש נון	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口	-11-10-	77 E 26		72.10	771 12.25	W NC-LI	בינונאנוי	名称	所在地
					きなみく 酒波区	96									
					へがさきく 平ヶ崎区	137	いまづ きた 今津北	高島市今津町							
					of et 望みの郷 ^{じまかい} 自治会	149	いずかっこう 小学校	日置前100							
					北仰区	106									
古良士	公油町	1,448	usi st. 今津北	1,448	しんでんく 新田区	70			国道161号⇒名神高速道路(茨城	高島B&G海洋セン	高島市宮野1516	大阪府	茨木市	にしがわらこうえん 西河原公園	城の前町1
同面川	高島市 今津町	1,440	いうがっこう 小学校	1,440	かつらく 桂区	179	いまづ きた 今津北	高島市今津町	IC)⇒国道171号	ター	同量印置對1310	八例外		西河原公園	が な∆と目1両11
					きたふかしみづく北深清水区	167	体育館	日置前100		※記載の避難中 るが、施設の被割 に応いて計画記述	継所を第一候補とす 長状況や災害の状況 載の他の施設での設			避難所への	所」とは、各 の移送を行う 避難先市町
					みなみふかしみずく南深清水区	223				置も検討する。					するものをいう 手所と避難所 場合あり)。
					みたにく 三谷区	219		高島市今津町						拠点避難所へは、過か移送する	所から各避難 発難先市町村 5。
					かまえく構区	102	lょうがっこう 小学校	日置前100							
	計	1,448		1,448											

避業	推元府県名	滋賀県													
			避難元					集合場所		避難中継所(スクリーニング・ホ゜イント)			避難先	
市町名	地区名	፭ 1	地区名	2	地区名		名称	所在地	避難経路	名称	所在地	府県名	市町村名	拠点i	壁難所
1 11417	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口	10 11/1	7711128		11 17	77711128	MAC	1114111111	名称	所在地
高島市		477	はからずれによがつらず小学校	477	サ井区	185	いぼう きれ 今津北 はがっこう 小学校	高島市今津町 日置前100	国道161号→名神高速道路 (吹田出口)→大阪中央環状 線→府道14号→府道142号	高島B&G海洋セン ター ※記載の避難中網 るが、施設の被害 に応ご計画記 置も検討する。	高島市宮野1516 北所を第一候補とす 状況や災害の状況 の他の施設での設	大阪府	摂津市	子育で総合支援 センター遊戯室 「拠点避難のの 拠点として 村が設置	千里丘東1-17- 46 所」とは、各 形後送を行う 軽難先市町 るものをいう
					tunilism 北仰東自治会	. 187								(拠点避難が同一の場が同一の場が原本には、)がある。 拠点避難がある。 が移送する	
	計	477		477											

避難:	元府県名	滋賀県					•		1	1					
			避難元				1	集合場所		避難中継所(2	スクリーニング・ホ゜イント)			避難先	
市町名	地区名	1	地区名	12	地区名	33	名称	所在地	避難経路	名称	所在地	府県名	市町村名	拠点i	壁難所
ם נשנוו	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口	10 fth	加工地		12 175	加生地	加东口	ריף ניש נווי	名称	所在地
高島市	今津町	190	いまづ ひがし 今 かかいう 小 学校	190	****** 大供区	190	いまつ ひが 取 取 保育 関	高島市今津町 住吉2丁目16-5	国道161号→名神高速道路 (大山崎IC)→国道171号	高島B&G海洋センター ※記載の避難中線 るが、施設の被害 に応じて計画記載 置も検討する。	高島市宮野1516 差所を第一候補とす 状況や災害の状況 の他の施設での設	大阪府	島本町	島本町ふれあい センター 「拠点がのでででは、 「拠点でででです。 「地域のででできる。」 「地域のでできる。」 「地域のできる。」 「地域のできる。」 「地域のできる。」 「地域のできる。」 「地域のできる。」 「地域のできる。」 「できる。 「できる。」 「できる。 「でき。 「できる。 「できる。 「できる。 「でき。 「でき。 「でき。 「でき。 「でき。 「でき。 「でき。 「でき	移送を行う 壁難先市町 るものをいう 所と避難所 合あり)。
	計	190		190											

	元府県名	滋賀県	避難元				1	集合場所		避難中継所(2	、クリーニンク゛ホ゜イント)			避難先	
	地区名	<u>3</u> 1	地区名	12	地区名	3			- 避難経路			<u> </u>			避難所
市町名	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口	名称	所在地		名称	所在地	府県名	市町村名	名称	所在地
高島市	今津町	820	います ひがし 今津東 しょうがころう 小学校	820	飲 私 栄区	572	たがしまこうとう がつこう 高島高等学校	高島市今津町 今津1936	国道161号→名神高速道路→ 近畿道(摂津南IC)→中央環状 線(府道2号線)→(松生町交差 点)国道163号線	高島B&G海洋セン ター	高島市宮野1516	大阪府	守口市	^{おおえたこうえん} 大枝公園	東光町3-1
					ひがしく 東区	248				※記載の避難中維 るが、施設の被害 に応じて計画記載 置も検討する。	F所を第一候補とす 状況や災害の状況 の他の施設での設			避難所への拠点として対が設置す(拠点避難が同一の場	所」とは、各 の移送を行う 避難先市町 一るものをいう 所と避難所 引合あり)。 無難た市町村
	計	820		820											

避難え	元府県名	滋賀県						# A ID=2		MI II				APT ## .1	
	luke 6	7.1	避難元	7.0	U. E. A			集合場所	\n± +4.47 nb	避難中継所(スクリーニングホペイント)		1	避難先	n+++=c
市町名	地区名 (旧市町村名)	<u>到</u> 人口	地区名 (小学校区)	人口	地区名	人口	名称	所在地	避難経路	名称	所在地	府県名	市町村名	拠点: 名称	避難所 所在地
	(Internal	ХП		ХП	たけず私武末区	104	いまづ はたら 今津働く にはth いえ 女性の家	高島市今津町 今津1640						-1149	III ILPIS
					弘川区	577									
		今津町 2,266	いまづ ひがし 今津東 いずかっこう 小学校	1,829	湖西ニュー はかい タウン自治会	126									
					すぎさわく 杉沢区	587									
					はまぶん 浜分区	402	いまづ ちゅうがっこう 今津中学校	高島市今津町 弘川924		【美浜発電所発災時、 美浜大飯発電所同時	【美浜発電所発災時、美 浜大飯発電所同時発災				
高島市	今津町				かわしりく 川尻区	33			国道161号→名神高速道路(京都南IC)→京阪国道(出屋敷南交差	発災時】 高島B&G海洋セン ター	時】 高島市宮野1516	大阪府	枚方市	枚方市立総合体 育館	
					いまづ いのぐちく 今津井ノ口区	123			点を左折)	【大飯発電所発災時】 高島市今津総合運動	【大飯発電所発災時】 高島市今津町日置前			月路	10-1
			いまつ きた 今津北 いうがっこう 小学校	313	なかのまちく 中ノ町区	111				公園	3110				
					いまづっぱく 今津辻区	79				※記載の避難中継 るが、施設の被害* に応じて計画記載 置も検討する。	所を第一候補とす 状況や災害の状況 の他の施設での設			「拠点避難所	近 レけ 各
					つのがわく 角川区	58								避難所への 拠点として過 村が設置す	移送を行う 産難先市町 るものをいう
			きゅうまう にし 旧今津西	124	あますがわく 天増川区	12	きゅうごしせつ 救護施設	高島市今津町						(拠点避難所が同一の場 拠点避難所	合あり)。
		い 小学校	121	保坂区	27	角川ヴィラ	角川1161						所へは、避が移送する	離先市町村	
					すぎや新 杉山区	27									
	計	2,266		2,266											

避難	元府県名	滋賀県													
			避難元					集合場所		避難中継所(スクリーニンク゛ホ゜イント)			避難先	
市町名	地区名	፭ 1	地区名	3 2	地区名	፭ 3	名称	所在地	避難経路	名称	所在地	府県名	市町村名	拠点過	 壁難所
山町石	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口	411	7月1王地		4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	別在地	桁乐石	印刷和在	名称	所在地
高島市	今津町	1,543	いまう Upf心 字)津東 いがっこう 小学校	1,543	がはないます。 かちがきまく 市ケート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	521 196 118 322	います ひが です はまがらこう 小学校	高島市今津町 弘川59	国道161号→名神高速道路→第二京阪道路(寝屋川北)→国道1号線→府道18号線	高島B&G海洋センター ※記載の避難中継 るが、施設の被害状に応じて計画記載 置も検討する。	高島市宮野1516 所を第一候補とす 大沢や災害の状況 の他の施設での設	大阪府	寝屋川市	(旧)明徳小学校 「拠点避難所の が拠点としてする 「拠点を設置難解」が同一避難が が同一避難等 がおり、 がのでする。	とは、各 送を行う 離先市町 ものをいう と避難所 あり)。
	計	1,543		1,543											

避難	元府県名	滋賀県													
			避難元				\$	集合場所		避難中継所(スクリーニング・ホ゜イント)			避難先	
市町名	地区名	፤ 1	地区名	32	地区名	ፈ 3	名称	所在地	避難経路	名称	所在地	府県名	市町村名	拠点	[避難所
中町石	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口	石砂	所在地		4 柳	所任地	桁乐石	印则利石	名称	所在地
高島市	今津町	651	います DMAL 今津東 いからら 小学校	651	TALLAX 天神区 います なかのく 今津中野区	217	いまつ きんろうしゃ た 今津勤労者体 いべ 育センター	高島市今津町 今津1952-1	国道161号→名神高速道路(京都南IC)→京阪国道→外環状線 (国道170号線)	7-	高島市宮野1516 所を第一候補とす 大況や災害の状況 の他の施設での設	大阪府	大東市	避難所への 拠点として 村が設置で (拠点避難が同一のも 拠点避難所へは、選	所から各避難 難先市町村
					を 宮西区	123								が移送する).
	計	651		651											

避難:	元府県名	滋賀県													
			避難元				1	集合場所		避難中継所(スクリーニング゙ポイント)			避難先	
士町夕	地区名	3 1	地区名	3 2	地区名	4 3	名称	武大地	避難経路	名称	所在地	広 旧 <i>夕</i>	市町村名	拠点	避難所
市町名	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口	石孙	所在地		4 4	所任地	府県名	印则刊石	名称	所在地
					^{фЭХ} 藺生区	125									
					がはらく 梅原区	108									
高島市	今津町	590	いまっ ひがし 今津東 いうかっこう 小学校	590	Lもひろべく 下弘部区	228	いまづかまたいいなから今津上体育館	高島市今津町 上弘部486	国道161号→名神高速道路→京 阪国道→第二京阪道路(寝屋川 南IC)(または第二京阪門真IC) →国道1号線	高島B&G海洋セン ター	高島市宮野1516	大阪府	門真市	門真市立門真市民プラザ	北島546番地
					対はらだがある。	93				※記載の避難中に るが、施設の被害 に応じて計画記事 置も検討する。	継所を第一候補とす 状況や災害の状況 なの他の施設での設				
					ねおずくく 大床区	36								「拠点避難所へら 拠点として 村が設置で (拠点避難 が同一の場	所」とは、各 の移送を行う 避難先市町 けるものをいう 所と避難所 景合あり)。
	計	590		590											

避難	元府県名	滋賀県													
	避難元						1	集合場所		避難中継所()	避難先				
市町名	地区名1		地区名2		地区名	፭ 3	- 名称	所在地	避難経路	名称	所在地	府県名	市町村名	拠点i	 壁難所
111111111111111111111111111111111111111	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口	10 17小	所往地		44 14	7711125	桁乐石	印刷剂省	名称	所在地
高島市	今津町	332	いまざいがし今津東いるがで校	332	動物で 学脳区 上弘部区			高島市今津町 日置前100 高島市今津町 上弘部486	国道161号→名神高速道路→京 阪国道→第二京阪道路(寝屋川 北IC)→国道1号→国道170号→ 国道163号	ター ※記載の避難中組 るが、施設の被害	高島市宮野1516 医所を第一候補とす 状況や災害の状況 の他の施設での設	大阪府	四條畷市	「拠点避難」 避難所への 拠点としてi 村が設置す (拠点避難 が同一の場	移送を行う 避難先市町 るものをいう 所と避難所
	計	332		332											

避難元府県名 滋賀県															
避難元						<u> </u>	集合場所 		避難中継所(スクリーニング・ポイント)		避難先				
市町名	地区名1		地区名2		地区名3			所在地	避難経路	名称 名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所	
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口	-1.	.,, ш-0		117	171 E-U	/// // L	1,013131	名称	所在地
高島市	今津町	408	います ひがし 今津東 しょうが女 小学校	408	ELX 西区	408	たかしまこうとうがっこう。高島高等学校	高島市今津町 今津1936		高島B&G海洋セン ター ※記載の避難中 るが、施設の被使 に応じて計画記記 置も検討する。	高島市宮野1516 継所を第一候補とす ま状況や災害の状況 数の他の施設での設	大阪府	かな野市	交野市立総合合体 育施設駐車場 「拠難の選別を設定である。 「拠期のでは、 一般では、 がに、 がに、 がに、 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。	2-5-1 所」とは、各 移送を行う 産難先市町 るものをいう 所と避難所 合あり)。
	計	408		408											



府原対第429号 国官運安第227号

平成25年12月13日

西日本旅客鉄道株式会社 代表取締役社長 真鍋 精志 殿

> 内 閣 府 大 臣 官 房 原子力災害対策担当室長 黒 木 慶 英



国土交通省大臣官房 危機管理·運輸安全政策審議官 染 矢 隆 ****

原子力災害時における住民等の輸送に対する協力依頼について(要請)

原子力災害発生時における住民等の避難のための輸送手段の確保は、原子力災害対策重 点地域の自治体による避難計画づくりにおいて重要な課題となっております。

自治体が、住民等の避難のための輸送手段及び輸送力を確保するにあたっては、輸送手段及び輸送に携わる人員を有する輸送事業者の協力が不可欠であり、自治体は、原子力災害時における円滑な住民等の避難の準備の一環として、各地域の輸送関係事業者に協力を要請したいという意向を有しています。

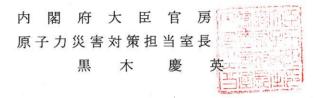
つきましては、貴社におかれましては、原子力災害時における住民等の避難手段確保の 重要性についてご理解をいただきますとともに、今後自治体から具体的な地域防災計画の 充実に向けた協力要請があると思いますので、原子力災害時における住民等の避難のため の輸送手段及び輸送に携わる人員の提供について、自治体との連携の下、是非ともご協力・ ご支援をいただきたく、お願い申し上げます。





府原対第429号 国官運安第227号 平成25年12月13日

東海旅客鉄道株式会社 代表取締役社長 山田 佳臣 殿



国 土 交 通 省 大 臣 官 房 危機管理・運輸安全政策審議官 染 矢 隆



原子力災害時における住民等の輸送に対する協力依頼について(要請)

原子力災害発生時における住民等の避難のための輸送手段の確保は、原子力災害対策重 点地域の自治体による避難計画づくりにおいて重要な課題となっております。

自治体が、住民等の避難のための輸送手段及び輸送力を確保するにあたっては、輸送手段及び輸送に携わる人員を有する輸送事業者の協力が不可欠であり、自治体は、原子力災害時における円滑な住民等の避難の準備の一環として、各地域の輸送関係事業者に協力を要請したいという意向を有しています。

つきましては、貴社におかれましては、原子力災害時における住民等の避難手段確保の 重要性についてご理解をいただきますとともに、今後自治体から具体的な地域防災計画の 充実に向けた協力要請があると思いますので、原子力災害時における住民等の避難のため の輸送手段及び輸送に携わる人員の提供について、自治体との連携の下、是非ともご協力・ ご支援をいただきたく、お願い申し上げます。





府原対第429号 国官運安第227号 平成25年12月13日

一般社団法人日本民営鉄道協会 会長 坂井 信也 殿

> 内 閣 府 大 臣 官 原子力災害対策担当室長

木

国土交通省大臣官房 危機管理·運輸安全政策審議官 矢 隆



原子力災害時における住民等の輸送に対する協力依頼について(要請)

原子力災害発生時における住民等の避難のための輸送手段の確保は、原子力災害対策重 点地域の自治体による避難計画づくりにおいて重要な課題となっております。

自治体が、住民等の避難のための輸送手段及び輸送力を確保するにあたっては、輸送手 段及び輸送に携わる人員を有する輸送事業者の協力が不可欠であり、自治体は、原子力災 害時における円滑な住民等の避難の準備の一環として、各地域の輸送関係事業者に協力を 要請したいという意向を有しています。

つきましては、貴協会及び貴協会会員の輸送事業者各位におかれましては、原子力災害 時における住民等の避難手段確保の重要性についてご理解をいただきますとともに、今後 自治体から具体的な地域防災計画の充実に向けた協力要請があると思いますので、原子力 災害時における住民等の避難のための輸送手段及び輸送に携わる人員の提供について、自 治体との連携の下、是非ともご協力・ご支援をいただきたく、お願い申し上げます。

貴協会におかれましては、上記要請について、貴協会会員の輸送事業者各位にもご伝達 頂きたく、お取り計らい方宜しくお願い申し上げます。



公益社団法人日本バス協会 会長 髙橋 幹 殿

内閣府大臣官房。高原門臣原子力災害対策担当室長官屋原史所

国 土 交 通 省 大 臣 官 房 危機管理·運輸安全政策審議官 染 矢 隆



原子力災害時における住民等の輸送に対する協力依頼について(要請)

原子力災害発生時における住民等の避難のための輸送手段の確保は、原子力災害対策重 点地域の自治体による避難計画づくりにおいて重要な課題となっております。

自治体が、住民等の避難のための輸送手段及び輸送力を確保するにあたっては、輸送手段及び輸送に携わる人員を有する輸送事業者の協力が不可欠であり、自治体は、原子力災害時における円滑な住民等の避難の準備の一環として、各地域の輸送関係事業者に協力を要請したいという意向を有しています。

つきましては、貴協会及び貴協会会員の輸送事業者各位におかれましては、原子力災害時における住民等の避難手段確保の重要性についてご理解をいただきますとともに、今後自治体から具体的な地域防災計画の充実に向けた協力要請があると思いますので、原子力災害時における住民等の避難のための輸送手段及び輸送に携わる人員等の提供について、自治体との連携の下、是非ともご協力・ご支援をいただきたく、お願い申し上げます。

貴協会におかれましては、上記要請について、貴協会会員の輸送事業者各位にもご伝達 頂きたく、お取り計らい方宜しくお願い申し上げます。





府原対第429号 国官運安第227号 平成25年12月13日

一般社団法人日本旅客船協会 会長 山﨑 潤一 殿

> 内 閣 府 大 臣 官 房 原子力災害対策担当室長 黒 木 慶 势

国 土 交 通 省 大 臣 官 房 危機管理·運輸安全政策審議官 染 矢 隆



原子力災害時における住民等の輸送に対する協力依頼について(要請)

原子力災害発生時における住民等の避難のための輸送手段の確保は、原子力災害対策重 点地域の自治体による避難計画づくりにおいて重要な課題となっております。

自治体が、住民等の避難のための輸送手段及び輸送力を確保するにあたっては、輸送手段及び輸送に携わる人員を有する輸送事業者の協力が不可欠であり、自治体は、原子力災害時における円滑な住民等の避難の準備の一環として、各地域の輸送関係事業者に協力を要請したいという意向を有しています。

つきましては、貴協会及び貴協会会員の輸送事業者各位におかれましては、原子力災害時における住民等の避難手段確保の重要性についてご理解をいただきますとともに、今後自治体から具体的な地域防災計画の充実に向けた協力要請があると思いますので、原子力災害時における住民等の避難のための輸送手段及び輸送に携わる人員の提供について、自治体との連携の下、是非ともご協力・ご支援をいただきたく、お願い申し上げます。

貴協会におかれましては、上記要請について、貴協会会員の輸送事業者各位にもご伝達 頂きたく、お取り計らい方宜しくお願い申し上げます。

府原防第625号 国官運安第260号 平成28年12月27日

一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会 会長 富田 昌孝 殿

内閣府政策統括官(原子力防災担当)

平 井 興

国 土 交 通 省 大 臣 官 房 危機管理·運輸安全政策審議官

東 井 芳

第三山东建**省** 第四日自居港 降路高温。湖 输配全省路

原子力災害時における住民等の輸送に対する協力依頼について(要請)

原子力災害時における住民等の避難のための輸送手段及び輸送力の確保は、原子力災害 対策重点区域内の自治体による避難計画の策定において重要な課題となっております。

自治体が、住民等の避難のための輸送手段及び輸送力を確保するにあたっては、輸送手段 及び輸送に携わる人員を有する輸送事業者の協力が不可欠であり、自治体は、原子力災害時 における円滑な住民等の避難の準備の一環として、各地域の輸送事業者に協力を要請した いという意向を有しています。

つきましては、貴連合会及び貴連合会会員の輸送事業者各位におかれましては、原子力災 害時における住民等の避難のための輸送手段及び輸送力の確保の重要性について御理解を いただきますとともに、今後自治体から具体的な避難計画の充実に向けた協力要請があっ た場合には、原子力災害時における住民等の避難のための輸送手段及び輸送に携わる人員 等の提供について、自治体との連携の下、是非とも御協力・御支援をいただきたく、お願い 申し上げます。

貴連合会におかれましては、上記要請について、貴連合会会員の輸送事業者各位にも御伝達いただきたく、お取り計らい方よろしくお願い申し上げます。